

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで
③ 昭和56年4月から58年3月まで

申立期間当時、父の経営する店で働き、給料も父から支給されるなど、金銭面の管理は全て父に一任していた。私の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付は、父が家族全員の分と合わせて行っていたが、私以外の兄弟の保険料は納付済みになっているのに、申立期間について、私だけが未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が申立人を含む同居家族全員の国民年金保険料を納付していたと主張している。

申立期間①については、申立人の家族の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の両親及び二人の兄並びに長兄の妻のいずれも納付済みとなっており、申立内容と符合する。

また、申立人についても、A市の被保険者名簿及び特殊台帳により、申立期間の直前（昭和44年4月から46年3月まで）及び直後（昭和48年4月から52年3月まで）の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認でき、前述の家族と納付状況が一致する。

さらに、申立人の次兄の陳述から、申立期間当時において、申立人及び同居家族の生活状況等に特段の変化は無かったと考えられる。

一方、申立期間②については、前述の被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人の国民年金保険料は、申立期間の直前（昭和52年4月から53年3月まで）

は昭和 53 年 10 月 28 日に、申立期間の直後（昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで）は 56 年 9 月 8 日にいずれも過年度納付されていることが確認できるところ、申立期間当時、申立人の父親がともに納付していたとする申立人の長兄及び次兄の保険料はいずれも現年度納付されており、納付状況が異なっている。

また、申立人の父親と一緒に納付していたとする申立人の長兄及び次兄の納付記録を見ると、申立期間②に含まれる昭和 53 年 4 月及び同年 5 月がいずれも未納であることが確認できる。

申立期間③については、A 市の被保険者名簿を見ると、昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間について、備考欄に未納保険料の催告の印が押されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は、過年度納付（昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで）及び前納（昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで）されていることが確認できるところ、申立期間当時、申立人の父親がともに納付していたとする申立人の長兄及び次兄の保険料はいずれも現年度納付されており、納付状況が異なっている。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料の納付を父親に任せており、自らは一切関与していないとしている上、当該父親は既に他界していることから、当時の事情を詳細に確認することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの期間及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年8月まで
② 平成3年3月

私は、平成2年3月頃、自宅にA市から市政についての相談案内が来たので、そのとき既に未納となっていた申立期間①の国民年金保険料をどのように納付すればよいか電話で市に尋ね、市役所から国民年金の加入手続をする必要があるとのことだったので、郵送で加入手続を行い、併せて毎月単位に分割した過年度納付書を社会保険事務所(当時)に発行してもらうよう市から依頼をかけてもらい、同年4月からの現年度保険料とともに金額は覚えていないが、毎月末に郵便局若しくは銀行で1か月分ずつ順に過年度納付し、以後は現年度納付を同様に継続して納付した。それなのに申立期間①及び②が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期をみると、平成2年7月5日にA市で加入手続を行っていることが同市の「国民年金手帳記号番号払出簿」から推定でき、申立内容と符合している。

また、加入手続時点において、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付、申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であった。

申立期間①について、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間①直後の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、同人は加入直後から納期限の先に到来する部分から順に過年度納付したと陳述していることから、申立期間の保険料も過年度納付し

ていたと考えるのが自然である。このことは、社会保険事務所が申立人に対し、催告を行った記録が無いことと符合する。

申立期間②について、前後の期間は現年度納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、平成3年3月のみを納付できなかった事情がうかがえず、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から59年3月まで
② 昭和60年9月から61年3月まで

申立期間①の国民年金は、父が加入手続を行い国民年金保険料も納付してくれたと聞いている。

申立期間②の国民年金は、当時勤務していた会社で職員から非常勤に変更になり国民年金に加入しなくてはならなくなったので、昭和60年9月頃にA市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書により金融機関で毎月納付していたと思う。

納付していたはずの申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、申立人の父親が国民年金の加入手続を行った上で国民年金保険料を納付し、申立期間②については、昭和60年9月頃に加入手続を行い、保険料は納付書により金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期及び資格に関する記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和61年7月2日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、オンライン記録から、国民年金被保険者資格の取得日が60年9月21日となることが確認できる。この場合、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納

付には直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は高齢であることから当時の事情を聴取することができない。

次に、申立期間②について、オンライン記録を見ると、平成 20 年 3 月 26 日に、国民年金被保険者資格の取得日が昭和 60 年 10 月 1 日から同年 9 月 21 日へ訂正されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の被保険者となった日の記載も訂正された痕跡があることから、平成 20 年 3 月に資格取得日が訂正されるまでは、申立期間②のうち、昭和 60 年 9 月は未加入期間であったことが分かる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 7 月の時点においては、過年度納付することが可能である上、A 市では、平成 13 年度までは、必要に応じ、過年度保険料の納付書を作成し、郵便局で納付するよう案内していたと回答している。

また、申立人の国民年金の資格及び国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立人は、昭和 61 年 7 月の加入手続以降、64 年 1 月の第 3 号被保険者への種別変更、平成 11 年 7 月の第 1 号被保険者への種別変更の各手続を適正に行うとともに、昭和 61 年 4 月以降の保険料については未納が無いことが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

これらのことを踏まえると、申立人は、国民年金の加入手続時点において納付が可能であった申立期間②のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年3月までの国民年金保険料の免除期間については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の全額免除の申請をしていた。大分前のことではっきり覚えていないが、実家に社会保険事務所(当時)から申立期間の追納の納付書が届いた。母は、すぐ納付しなければいけないと思い、40万円ぐらいの保険料を納付した。納付場所は、A市の郵便局だったと思う。私は、後日母からその話を聞かされた。

社会保険事務所で納付記録を確認すると、申立期間が追納されておらず免除の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、社会保険事務所から届いた国民年金保険料の免除期間の追納納付書を使い、申立人の母親が金融機関から保険料を追納したはずであるが、免除の記録となっていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の免除期間に係る追納申込みに関する記録を見ると、オンライン記録から、平成11年9月6日付けで申立期間の追納の申出を行い、保険料額41万6,680円で納付期限が12年3月31日の追納納付書が発行されていることが確認でき、申立人の母親が追納の保険料40万円ぐらい納付したとする陳述とおおむね一致する。

また、申立人の母親名義の銀行口座の「預金取引明細照会」を見ると、平成11年11月30日に50万円と40万円の2回に分けて合計90万円を引き出していることが確認できるが、申立人の母親の、「当時、申立人の兄が結婚を控えていたため、それに当てる分と合わせて申立期間の追納に係る保険料を引き出したのではないかと思う。」との陳述に不自然さは見られず、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を追納したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年12月まで

私が20歳になった頃、A市役所から国民年金の通知が届いたので、その後、夫が市役所に行き、私の国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。国民年金保険料は、当時、自営を夫婦でしていたので、店の支払等をしていた夫が、未納の通知及び郵送されてきた振込用紙のような納付書で金融機関で支払ってくれたと思う。また、時期ははっきり覚えていないが、実家の母親から保険料を支払っているか問い合わせがあり、当時、役所の年金係をしていた父親がB社会保険事務所（当時）に私の納付状況を確認し、その時に未納だった保険料は母親が納付し、「支払っていない分の保険料を全て納付した。納付期間に空きはない。」と連絡をもらったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料は、夫又は母親が全て納付しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付しており、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫及び母は、申立期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間前後の昭和53年10月から56年3月までの期間及び57年1月から59年3月までの期間の国民年金保険料が5回に分けて過年度納付されていることが確認でき、申立人に係る特殊台帳の記録とも一致することから、当該期間における申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫及び母親が、申立

人の未納期間の解消を図る意識を持って逐次納付していたことがうかがえる。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和56年4月の欄に「57催」の押印が確認できることから、57年に申立期間の国民年金保険料の催告が行われ、申立期間に係る過年度保険料の納付書が発行されたことが推定でき、その納付書により申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる上、申立期間が9か月と短期間であることを踏まえると、申立期間前後の期間を過年度納付した申立人の夫及び母親が、申立期間の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 61 年 3 月に勤務先を退職し、63 年 3 月に結婚するまでの間、国民年金保険料は納付していなかった。結婚後、私は夫の扶養家族となり、国民年金の 3 号被保険者資格を取得したが、この時に、61 年 4 月から 63 年 2 月までの未納が判明し、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきた。その際、夫が、約 18 万円ぐらいだったと思うが、納付書通りの金額を一括で納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い国民年金の資格を取得した昭和 61 年 4 月以降の国民年金加入期間について、申立期間である 3 か月を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 63 年 3 月の婚姻後に国民年金に初めて加入し、第 3 号被保険者資格を取得した後、61 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の納付書が送られてきたと主張しているところ、申立人に係る国民年金への加入手続が行われた時点については、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の第 3 号被保険者資格取得日及び同資格の取得処理日から、同年 5 月頃と推認でき、申立内容と一致する上、申立期間を含む 61 年 4 月から 63 年 2 月までの期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、納付書が発行されたとしても不自然ではない。

さらに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間を含む昭和 61 年 4 月から 63 年 2 月までの保険料について、納付書に記載された金額を一括納付し、その金額は約 18 万円程度としていると

ころ、当該期間に係る保険料額は、合計 16 万 6,600 円であり、申立内容の金額とおおむね一致する上、当該期間に係る申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間の 3 か月についても保険料が納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から58年3月まで

私は、昭和53年5月に結婚し、その2年から3年後、自宅に納付金額が記載された私の国民年金保険料の納付書及びその保険料を納付すれば年金記録がつながる旨が記載された書面が同封されて届いた。

夫がその納付書を持って金融機関の窓口へ行き、私の国民年金保険料をまとめて納付してくれたので、当時住んでいた家で、私が夫に「ありがとう」と言ったことをはっきり記憶している。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和58年10月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定されるところ、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間のうち、加入手続時点で過年度保険料となる57年4月から58年3月までの期間に対して、社会保険事務所(当時)が昭和58年度に納付催告を行ったことを示すゴム印が確認できるとともに、申立人の夫は、当時、金融機関で納付した金額は、5万円から6万円ぐらいであったと陳述しており、その金額は当該過年度保険料額とほぼ一致している。

また、申立人は、申立期間後の昭和58年4月から現在まで、第3号被保険者期間を除く約25年間にわたり、申立人の夫については、結婚前の46年4月から60歳期間満了まで、厚生年金保険の加入期間を除く約35年間にわたり、共に国民年金保険料を全て現年度により納付していることなどを踏まえると、年金記録がつながる旨の書面と一緒に自宅に届いた納付書で、夫がまとめて納

付してくれたとする申立人の保険料は、納付催告が行われた当該過年度保険料であったものと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、その夫が申立人の国民年金保険料をまとめて納付したのは、結婚の2年から3年後である昭和55年又は56年頃と主張しており、その時期は、特例納付実施期間が一部含まれることから、申立期間まで遡って保険料を納付することも可能であるが、58年10月の加入手続前に納付書が送付されてくることは考え難い上、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、56年6月以前の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の夫が、申立内容のとおり、特例納付実施期間中に申立期間まで遡って国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、夫も当時は国民年金に加入するために加入手続が必要とは思っていなかったため、加入手続した記憶はないとし、昭和58年7月に転居して以降に送付されてきた現在所持する年金手帳を受け取るまで、申立人の年金手帳は無かったと陳述している上、当該年金手帳に記載された住所も転居後の住所となっている。

さらに、申立人の夫が、申立期間のうち、昭和57年3月以前の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から60年3月まで

昭和58年7月の会社退職後、時期ははっきりとは覚えていないが、社会保険事務所（当時）に出向き、自分で国民年金の加入手続をしたと思う。

加入手続後は、納付書に現金を添えて、区役所窓口及び金融機関等で定期的に納付していた。

しかし、申立期間当時は、父の急逝及び専門学校とアルバイトとの両立等時間的なことで納付が遅れていたことがあり、未納催告の通知が自宅に送付されてきたので、未納保険料の解消を図ろうと区役所へ行ったところ、窓口では納付できなかったため、区役所内の銀行で納付したことを記憶している。

また、未納催告の通知は何回か送付されてきており、時間的なことで自分では納付することができない場合は、母にお金と納付書を預け、代わりに区役所内の銀行で納付してもらったこともあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和60年6月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、何回か未納催告を受けたため、その都度、B区役所内の銀行窓口で過去の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、オンライ

ン記録を見ると、昭和61年11月6日付けで過去の未納保険料に対する納付書が作成されていることが確認でき、作成時点からみて、その対象期間は、時効が到来していない59年10月以降の未納保険料であったと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、B区役所窓口での納付とは別に、同区役所内の銀行窓口で納付したことがあると具体的に記憶しているところ、昭和60年代当時、同区役所内に銀行出張所はあり、また、過年度保険料の収納も取り扱っていたことが確認されており、陳述内容と符合する。

これらのことから、過去の未納保険料の解消を図ろうとした納付意識の高い申立人が、納付書の交付を受けながら、この時点で過年度納付が可能な期間である昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のとおり、申立人は、何回か未納催告を受け、その都度納付したと陳述しているものの、申立期間は1年9か月であるため、仮に国民年金手帳記号番号払出後間もなく、申立人に対する納付催告がなされたとするならば、申立期間の国民年金保険料は全て時効到来前であり、その時点で、全て過年度納付することは可能であり、その後、再び未納催告がなされることはあり得ず、上記の昭和61年11月6日付けの納付書が発行された事実と矛盾する。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料について、同年7月に過年度納付していることが確認でき、申立人主張の複数回の過年度納付の記憶は、この時の納付と昭和61年11月6日付けの納付書に対する納付の記憶である可能性も否定できない。

さらに、申立期間のうち、昭和58年7月から59年9月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から、申立期間のうち、昭和58年7月から59年9月までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年3月まで
② 昭和62年4月から同年9月まで
③ 昭和63年4月から平成元年8月まで
④ 平成2年12月から3年8月まで

申立期間①については、国民年金保険料の免除期間であったが、平成7年から8年頃になって、1か月ごとに追納したはずである。

申立期間②及び③の国民年金保険料の納付については、はっきりとは覚えていないが、夫の分と一緒に納付書により、定期的に納付していたはずである。

申立期間④当時の国民年金保険料については、当初は納付していなかったが、平成3年頃から、夫の仕事も順調になったので、現年度保険料の納付とともに、過去の未納保険料について、A社会保険事務所(当時)へ出向き、相談の上、数か月単位で納付書を分割して発行してもらい納付することとし、また、特に経済的に余裕があった冬の時期に、ある程度まとまった金額の保険料の納付書を発行してもらって納付した記憶が確かにある。

時期は定かではないが、A社会保険事務所において、これで未納期間は無いとの返答を得ており、申立期間の国民年金保険料を納付したのは間違いないので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市C区において、昭和55年2月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を、納付ないし追納することは可能である。

また、申立人は申立期間④の国民年金保険料の納付について、平成3年頃か

ら夫の仕事が順調になったため、現年度保険料の納付とともに、過去の未納保険料について、社会保険事務所（当時）と相談の上、数か月単位でまとめて納付することとし、特に経済的に余裕があった冬の時期に、ある程度まとまった金額の保険料の納付書を発行してもらって納付した記憶があると陳述している。

そこで、オンライン記録を見ると、申立期間④の直前の期間である平成元年9月から2年11月までの国民年金保険料について、3年10月から4年10月までの間に、2か月又は7か月単位で5回に分けて過年度納付し、また、申立期間④直後の期間である3年9月及び同年10月の保険料について、5年10月に過年度納付する一方、3年11月以降の保険料については、現年度納付していることが確認でき、また、オンライン記録の納付日付からみて、申立人は、同年11月の現年度保険料から口座振替による納付を開始していることが推認できる。

これらのことから、申立人は、経済的に余裕ができた平成3年10月頃に、口座振替による国民年金保険料の納付を開始するとともに、陳述のとおり、過去の未納保険料の解消を図り始めたことが確認でき、同様に過年度納付が可能であった申立期間④の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、1か月ごとに追納したとしているが、当該期間は24か月に及んでいるところ、当時は既に記録管理等がオンライン処理化された以降の期間であり、24回にわたって申立人の追納記録が失われたとは考え難く、また、申立期間①の追納保険料月額は、昭和60年度は6,740円で、61年度は1万330円となるが、申立人は当該追納保険料額等についての具体的な記憶はないとしている。

また、申立期間②及び③について、オンライン記録を見ると、申立期間②の直後の期間である昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料について、平成元年11月に過年度納付し、また、申立期間③の直後の期間である同年9月から2年11月までの保険料について、3年10月から4年10月にかけて、過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の夫のオンライン記録を見ると、申立期間については全て現年度納付しているところ、その納付日付からみて昭和62年9月からは口座振替により納付していると考えられる一方、上記のとおり、申立人の口座振替開始月は平成3年11月からと考えられることから、夫と共に国民年金保険料を納付したとする陳述と符合しない。

加えて、申立人から申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付ないし追納をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年12月から3年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から51年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

昭和46年6月に、「今月から国民年金保険料を支払っておく。」と母から言われた記憶がある。

申立期間当時、我が家は経済的にとても余裕があり、母は、私の大学の授業料及び習い事のけいこ代も支払ってくれており、わずかな金額の国民年金保険料を納めなかったということは絶対はない。

その当時、中年の男性が黒いカバンを持って集金に来ていたのを覚えている。

申立期間について、当時、母と一緒に納めていた兄は納付済みとなっているのに、私だけ未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和52年1月19日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料は、納付することが可能である。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

さらに、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付を担っていたとする申立人の母親のオンライン記録を見ると、国民年金制度発足当初から60歳に至るまで、保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、当該期間前後の昭和51年4月から同年9月までの期間及び52年1

月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、それぞれ別の納付書が作成され、同年4月14日付けで一括して納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認できる。

このことから、両期間に挟まれた申立期間②についても、同様に納付書が作成されたと考えるのが相当であり、納付意識の高い申立人の母親が、前後の期間の国民年金保険料について一括して現年度納付しながら、当該期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

一方、上記のとおり、国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、昭和46年6月から49年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、50年1月から51年3月までの保険料は過年度保険料となり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人と同様に国民年金の加入手続及び加入当時の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の兄弟のオンライン記録を見ても、加入が可能な時点で直ちに手続は行われていない上、申立人は申立期間当時、大学生であり、任意加入資格者であったことから、申立人のみ加入可能時点で加入手続を行ったとする主張は不自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする母親は既に他界していることから、申立期間①の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年3月23日から同年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月23日に、資格喪失日に係る記録を同年5月16日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月23日から同年6月3日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことを知った。同社には父の友人の紹介で平成10年3月23日に入社し、主にB業務に従事しており、同年6月3日まで勤務していた。

申立期間について、平成10年5月の給与の支払と保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録等から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人提出の平成10年5月の給与明細書（給与支払対象期間は平成10年4月16日から同年5月15日まで。保険料は翌月控除）において、同年4月の厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、A社が保管するC厚生年金基金の加入員資格の取得及び標準給与決定通知書を見ると、同通知書は平成10年5月15日に同基金で受け付けられ、申立人の資格取得日が雇用保険の被保険者資格の取得日と同日の同年3月23日に遡及して届けられていることから、申立人は、同日から厚生年金基金及び厚生年金保険の被保険者として取り扱われていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年3月23日から同年5月16日（平成10年5月分給与の締め日の翌日）までの期間について、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び前述の通知書の届出内容から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無く不明であるとしているが、オンライン記録において申立期間の被保険者整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年5月16日から同年6月3日までの期間については、前述の通知書を見ると、申立人の欄には斜線が引かれ、加入員番号の記載も無く、「取消」の押印が認められるところ、C厚生年金基金は、「当該取消印は当基金が押したと思われる。」としていることから、同通知書に係る届出を同基金が受け付けた同年5月15日以降に、A社が申立人の給与から厚生年金保険料を控除したとは考え難い上、当該期間の保険料控除を確認できる給与明細書及び賃金台帳等の関連資料は無く、このほかに、申立人の当該期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月30日から同年9月1日まで
② 昭和48年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和48年8月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①については、B社との雇用契約が昭和33年8月末までであったのに、同年8月の加入記録が無い。申立期間②及び③については、48年7月末日までA社に勤務し、同社を退職した翌日の同年8月1日からC社に勤務したのに、申立期間の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日のおおむね3年前後に資格を喪失している元従業員の資格喪失日を調査したところ、月末喪失等一月のうちの特定の日に集中している状況は認められない。

さらに、複数の元従業員に照会を行ったところ、申立期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更があったことをうかがわせる旨の回答は得ら

れなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和48年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立人は、B社との雇用契約に基づいて昭和33年8月末まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成4年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び経理事務を担当していた元従業員は既に死亡しており、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況等を確認することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日のおおむね3年前後に資格を喪失している元従業員に照会し回答の有った5人のうち3人は、「実際の勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致していると思う。」と陳述している。

さらに、申立人は、「B社との間で雇用契約書等を交わしていたわけではない。」旨陳述しており、前述のとおり、申立期間の事業主等も既に死亡していることから、申立てに係る雇用の契約（約束）を確認することができない。

申立期間③については、雇用保険の記録及び元従業員の陳述から、申立人が申立期間にC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社の事業主は、「申立人の入社時に、試用期間として2か月程度の社会保険に加入しない期間が有ることを伝えた記憶がある。また、試用期間中は厚生年金保険料を給与から控除していない。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和48年10月1日）に被保険者資格を取得している元従業員も、「C社では昭和48年5月21日から勤務したが、数か月間の厚生年金保険の未加入期間が有る。」と陳述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月9日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D支店から同社C支店へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和43年1月31日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和43年2月9日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和49年7月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から52年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は休業を原因として昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に元従業員83人が被保険者資格を喪失しているが、そのうち34人の資格喪失日は、当初、同年3月21日から同年7月1日までの間の日付であったところ、同年7月31日付けで同年2月28日に遡及訂正されていることが確認でき、これら34人のうち、任意に抽出した複数の元従業員の雇用保険の加入記録は、いずれも厚生年金保険の遡及訂正前の資格喪失日と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿において、資格喪失日が遡及訂正されていない申立人を含む48人の元従業員についても、任意に抽出した複数の元従業員の雇用保険の加入記録を見ると、いずれも前述の被保険者名簿において遡及訂正処理が行われている昭和49年7月31日以後まで継続していることが確認でき

る。

加えて、複数の元従業員の雇用保険の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年2月28日以後に複数の元従業員に対して、異なる日付で雇用保険被保険者離職票が交付されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年2月28日以後も事業活動を継続していたと考えるのが相当であり、同社が休業を理由として厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする社会保険事務所の事務処理は実態に即したものと認めがたい。したがって、申立人について、同年2月28日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該遡及処理が行われた同年7月31日であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年2月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同年1月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年7月31日から52年5月1日までの期間については、複数の元従業員は、「申立期間当時は厚生年金保険の被保険者でなかったとは知らず、厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていたと思う。また、A社と労働組合との対立が激しく、同社が会社整理を申し立てたことから、労働組合が保全申立てを行い、B地方裁判所から賃金等の保全命令が出されて、保全管財人が関与していたので、保険料は確保されていたと思う。」と陳述しているが、B地方裁判所及び同社の労働者が属していたとするC労働組合D支部に照会したが、いずれも「当時の資料は保存していない。」との回答であり、また、当該保全管財人を特定することができないため、同社から申立人に係る保険料控除の状況を確認することもできない。

また、複数の元従業員は、「昭和49年当時のA社は倒産状態にあったので、まともに給与は支給されず、保険料は控除されていなかったと思う。」と陳述しているところ、これらの元従業員は、A社に係る雇用保険の加入記録が確認できる期間に、国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなく、申立期間当時の事業主及び経理担当者はいずれも死亡しているため、これらの者から申立期間当時の保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から8年6月21日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間も、同社で勤務し、退職するまで給与額に変更は無かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、平成8年2月13日付けで、6年11月1日に遡って、同年11月1日から7年10月1日までは11万8,000円に、同年10月1日以後は13万4,000円に引き下げられ、当該標準報酬月額が申立人の被保険者資格の喪失日（平成8年6月21日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理が行われた平成8年2月13日の時点において、A社の厚生年金保険被保険者は申立人を除き19人であるところ、このうち18人についても、申立人と同日付けで、6年11月1日等に遡って標準報酬月額が引き下げられている。

しかし、申立期間当時のA社の代表取締役の一人は、「申立人の給与は、退職まで大幅に減額することはなく、保険料控除も従前どおり行っていたと思う。」と陳述しており、元従業員からも、申立期間当時、申立人の給与が遡及訂正後の標準報酬月額に相当する額に減額されたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

また、申立人と同様に、申立期間の標準報酬月額が遡って引き下げられて

いる元従業員の一人は、「申立期間当時、私の給与額に変更は無かった。」と陳述している。

さらに、不納欠損決議書等により、申立期間当時、A社は、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、「A社ではB業務に従事していて、社会保険事務には一切関与していない。」と陳述しているところ、前述の申立期間当時の代表取締役及び複数の元従業員も、同様の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成8年2月13日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人の標準報酬月額を6年11月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年11月2日、資格喪失日は20年9月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年11月から18年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円、同年9月から19年7月までは50円、同年8月から20年1月までは60円、同年2月から同年8月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月2日から20年9月20日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。それで、年金事務所に照会したところ、「A社については、資格喪失年月日が不明のため、基礎年金番号に統合していない。」との回答をもらった。昭和17年11月に同社に入社し、在職のまま20年5月に軍隊に入隊後、同年9月に除隊となった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録(資格取得日は昭和17年11月2日であり、資格喪失日の記載は無い。)が確認できる。

また、当該被保険者名簿を見ると、上記未統合の被保険者記録は、昭和18年4月、同年9月、19年8月及び20年2月にそれぞれ標準報酬月額の改定が行われているほか、欄外に「62 20.5.28」と記載されていることから、20年5月28日に当時の健康保険法第62条(陸海軍に召集された場合等の健康保険法による給付の制限に関する規定)に該当したと考えられるところ、B県保管の申立人に係る兵籍簿から、申立人が同年5月28日に軍隊に入隊し、同年

9月20日に除隊となったことが確認でき、入隊時期が上記被保険者名簿の記録と符合する。

さらに、申立期間のうち、昭和20年5月28日以降の期間については、申立人が軍隊に召集されていた期間であるところ、当時の厚生年金保険法では、同法第59条の2において、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和17年11月2日、資格喪失日は、申立人に係る除隊日である20年9月20日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、昭和17年11月から18年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円、同年9月から19年7月までは50円、同年8月から20年1月までは60円、同年2月から同年8月までは100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社C支店で入社時の研修を受けた後、同社B支店に配属となった時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の在職期間証明書及び同社の総務担当者の陳述等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（A社C支店で研修後、昭和50年8月1日に同社B支店に配属）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を社会保険事務所に誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和50年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、E社）F支店における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月1日から同年2月1日まで
② 昭和42年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和28年12月1日から34年4月17日まで、B社で勤務した。

また、昭和34年7月1日から59年10月1日まで、D社で勤務した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②が空白期間とされている。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社及び当時の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間も同社で継続して勤務し（昭和32年2月1日にA社C支店からB社G支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和31年12月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、E社の回答、同社提出の社員データ及び申立人に係る雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間もD社に継続して勤務し（昭和42年7月1日にD社H支店から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD社F支店における昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年7月1日から同年8月1日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年7月の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月3日から同年12月25日まで
② 平成4年1月27日から8年10月16日まで

私は、平成3年4月3日から同年12月25日まではA社に勤務し、4年1月27日から8年10月16日まではB社に勤務していた。

社会保険事務所（当時）の記録では、A社における申立期間①及びB社における申立期間②の標準報酬月額が、所持する給与明細書で確認できる給与支給額より低い金額となっている。

申立期間②のうち一部の期間の給与明細書は紛失してしまったが、所持する給与支給明細書を提出するので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社における申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成3年7月の標準報酬月額については、

申立人提出のA社における給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成10年12月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成3年4月から同年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間については、申立人提出の給与明細書によると、当該期間において給与から源泉控除されていた保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンラインの記録と同額又はこれを下回っていることが認められる。

このほか、当該期間において、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人提出のB社における給与明細書によると、平成4年1月から5年6月までの期間、同年9月から6年1月までの期間及び同年3月から8年9月までの期間において、給与から源泉控除されていた保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンラインの記録と同額又はこれを下回っていることが認められる。

なお、上記期間のうち、申立人提出の平成4年2月に係る給与明細書によると、本来控除されるべき同年1月の保険料は控除されていないことが確認できる一方、同年2月の保険料を控除すべき同年3月の給与明細書において、オンライン記録における申立人の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の2か月分に相当する金額が控除されていることから判断すると、同年3月の給与から控除されている保険料は同年1月及び同年2月に係る保険料であったと考えられる。

また、平成4年4月の給与明細書においても、上記と同様に一旦、2か月分に相当する保険料が記載されているものの、給与支給額欄をみると、このうち1か月分の保険料を加算して返還していることが確認できることから、当該給与支給額からは同年3月の保険料のみが控除されていたものと考えられる。

一方、申立期間②のうち、平成5年7月、同年8月及び6年2月については、申立人は給与明細書を紛失したとしており、当該期間における給与支給額及び保険料控除額を確認することはできないものの、申立人は勤務実態及び給与支給額は給与明細書のある前後の月と変化がなかったと陳述しており、また、当

該期間において前後の月とは異なった保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないことから、前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと考えられる。

さらに、B社の当時の事業主に対して、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会したものの、回答は得られず、確認することはできなかった。

このほか、申立期間②について、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成3年7月を除く期間及び申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を平成元年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間である平成元年7月31日まではA社C支店に所属し、同年8月1日付けでD部門に転勤した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社提出の在職証明書及び申立人提出の給料支給明細書から、申立人は、申立期間もA社C支店で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細書に記載されている保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月23日から同年8月23日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された採用内定のお知らせ及び労働者名簿等並びに雇用保険の記録から、申立人は、同社で平成2年7月23日から勤務していたことが確認できる。

一方、A社は、「申立期間当時の給与台帳は保存していないので厚生年金保険料の控除は確認できないが、申立人は平成2年7月23日に入社しているので、通常であれば申立期間の保険料を入社月の翌月である同年8月支給の給与から控除しているはずである。」と陳述している。

また、A社において、申立人と同様に中途採用であり、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員10人について、雇用保険の記録を調査したところ、全員の厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年8月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付事務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成2年8月23日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月26日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社における資格喪失日が昭和42年9月26日であるとの回答を受けた。

同じ会社を同時に退職した妻の資格喪失日は昭和42年10月1日となっているので、私の資格喪失日も同日に訂正し、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻と同時にA社に入社し、同時に退職したとしているところ、オンライン記録を見ると、申立人の同社における資格取得日は妻と同じ昭和41年7月2日となっているものの、資格喪失日は42年9月26日であり、申立人の妻の資格喪失日（昭和42年10月1日）と相違しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社は、申立人及びその妻の同社における在籍期間は同じであり、同社を退職したのも同日である旨の証明書を提出している。

また、元従業員のうち一人は、申立人はその妻と同日に退職したとしている上、申立人の勤務内容及び雇用形態が申立人の退職直前に変更されたようなことはなかったと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているものの、厚生年金保険の記録における当該事業所の資格喪失日と雇用保険の記録における資格喪失日（離職日の翌日）がいずれも昭和42年9月26日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年6月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年6月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和38年10月20日から同年10月21日までの期間について、申立人のB社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年10月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から同年6月16日まで
② 昭和29年4月から33年2月1日まで
③ 昭和38年10月20日から同年10月21日まで

申立期間①について、大学在学中に、叔父の経営するA社で勤務していたが、厚生年金保険に未加入とされているので、当該期間について訂正してほしい。

また、大学を卒業してすぐの昭和29年4月にB社に入社し、同社D支店で勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間②が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。当該期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

B社では、申立期間③を含め平成元年8月31日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社D支店から同社E支店に異動した当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。当該期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、大学在学中に、叔父の経営するA社で勤務したと申し立てているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の旧姓と同姓同名で同一生年月日の未統合の被保険者記録があり、当該記録の資格取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日は同年6月16日となっており、その被保険者期間は申立人陳述の勤務時期と一致している。

また、申立人は、A社で一緒に勤務していた叔父（代表取締役）及びその息子二人の名前及び同社所在地、事業内容について具体的に陳述しているところ、当該被保険者名簿において、これら3人の被保険者記録が確認できる上、陳述内容は商業登記の記録と符合している。

これらを含めて総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の被保険者記録であると認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年4月1日、資格喪失日は同年6月16日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人のA社における昭和26年4月の被保険者記録から、3,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、B社D支店から同社E支店に途切れることなく異動したのに、被保険者記録に空白期間が生じているのは納得できないと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、申立人の同社D支店における資格喪失日は昭和38年10月20日、同社C支店における資格取得日は同年10月21日となっており、1日間の未加入期間が生じている。

しかしながら、雇用保険の記録、B社提出の人事記録及び同社の回答から、申立人は、申立期間③において同社に継続して勤務（昭和38年10月20日にB社D支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

なお、申立人は、B社D支店から異動した先の事業所名は、同社E支店と主張しているものの、オンライン記録において適用事業所名称の変遷を調査したところ、申立期間③当時、社会保険事務所に登録されていた事業所名称は、同社C支店という名称であり、当該事業所が同社E支店へと適用事業所に係る名称を変更したのは、申立期間後の昭和45年10月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のB社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和38年10月20日であると認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和29年4月にB社に入社し、同社D支店で勤務していたと申し立てているところ、当時の同僚からも、「私は、昭和29年4月に臨時従業員としてB社D支店に入社し、同時期に入社した申立人と同じ部署で一緒に勤務した。」との陳述が得られた。

しかしながら、B社提出の人事記録には、申立人の雇用年月日は昭和29年10月21日、入社年月日は31年12月1日と記録されており、同社は、「当社

が保管している臨時従業員名簿及び社員名簿の記載内容から判断すると、申立人は、昭和 29 年 10 月 21 日に B 社 D 支店の臨時従業員として雇用され、31 年 12 月 1 日に正社員になったものと考えられる。」と回答している。

また、B 社は、「申立期間②当時、臨時従業員については、雇用と同時に社会保険に加入させる取扱いは行っておらず、その後の加入取扱いは、各支店により区々^{まちまち}であった。正社員についても、試用期間等は加入させない取扱いをしていた支店もあったようである。」と回答している。

そこで、B 社 D 支店に事情照会を行ったところ、同社 D 支店は、「申立期間②当時、どのような基準で従業員の社会保険加入手続を行っていたかは不明であるが、当時使用していた厚生年金保険に係る標準報酬記入台帳を見ると、申立人の資格取得日は昭和 33 年 2 月 1 日と記載されており、この記録は国のオンライン記録と一致している。」と回答している。

さらに、B 社 D 支店は、「申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除について確認できる資料は残っていないが、資格の取得手続を行う前の従業員から誤って保険料控除を行うことは考えられない。」と陳述している。

加えて、B 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同時期に入社した同僚として名前を挙げた二人及び申立人の昭和 29 年 4 月からの在籍を証言した前述の同僚の被保険者資格の取得日は、いずれも申立人と同一日の 33 年 2 月 1 日となっていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、上記 3 人を含む 9 人の同僚が申立人と同じ昭和 33 年 2 月 1 日に資格を取得していることが確認できることから、これらの者に照会したところ、回答が得られた 5 人は、いずれも入社日は資格取得日よりかなり前の 28 年 4 月から 32 年 4 月ごろであったと回答している。このことから、申立期間②当時、B 社 D 支店は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の雇用保険の記録を見ると、資格取得日は厚生年金保険被保険者資格の取得日より前の昭和 29 年 11 月 1 日であることが確認でき、B 社が申立人の正社員登用日とする日もまた、厚生年金保険の資格取得日より前の 31 年 12 月 1 日であるところ、上記複数の同僚も申立人と同様に、雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日より前になっており、正社員に登用された後も一定期間は厚生年金保険に加入していない状況がみられる。

なお、これらの同僚からは、厚生年金保険被保険者資格を取得する前に、保険料控除があったとする陳述はなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和56年10月1日）及び資格取得日（昭和57年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から57年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和56年4月から58年4月まで、B職として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和56年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失後、57年2月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚の陳述から、申立期間にA社でB職として勤務していたことが確認できる4人の同僚は、いずれもオンライン記録において当該期間の被保険者記録が継続している。

さらに、申立人と同じB職であった同僚の一人は、「申立人は、申立期間もB職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は無く不明であるとしているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年10月から57年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年5月26日に、同社G支店における資格喪失日に係る記録を53年10月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年5月は6万4,000円、53年9月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月26日から同年6月1日まで
② 昭和53年9月18日から同年10月18日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和43年3月18日から平成13年4月30日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の経歴証明書、D健康保険組合発行の加入期間証明書、E企業年金基金提出の加入員台帳及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年5月26日にA社F支店から同社C支店に異動、53年10月18日に同社G支店から同社H支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和47年5月の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から6万4,000円とし、53年9月の標準報酬月額については、申立人の同社G支店における同年8月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間当時の資料が無いため、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和57年4月から58年5月までの期間及び同年6月から平成11年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年5月まで
② 昭和58年6月から平成11年7月まで

私は、国民年金の加入時期は記憶していないが、国民年金保険料は住んでいたA市、B市及びC市で、役所から送られてきた納付書で納付していた。

申立期間①について、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和55年12月に厚生年金保険に加入したことになるが、加入手続をしたことはなく、手続は会社が勝手にしたことである。また、この時に国民年金の被保険者資格を喪失したことになるが、喪失の手続をしたことはない。

私は、国民年金に加入していると思っていたので、送付されて来た納付書で国民年金保険料を銀行から納付しており、申立期間①は厚生年金保険の保険料と二重に納付した。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、昭和58年6月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、喪失の手続をしたことはなく、喪失した時点で、国民年金の再加入の手続はしていない。市役所及び会社から国民年金の加入手続を行うようにとの連絡は無かった。

私は、国民年金に加入した時から継続して加入していると思っていたので、申立期間②についても、送付されて来た納付書で国民年金保険料を納付してきた。

国民年金保険料の納付方法は、昭和60年10月の結婚までは私が銀行から

納付していたが、結婚後は元妻に保険料の納付を任せていたので、詳しくは分からない。

元妻とは、平成 11 年 2 月に離婚した。離婚の 5 年ほど前から元妻と別居し、私は移転した D 市に住民登録も移していたが、別居期間中も離婚した後も、元妻が C 市で国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間は同年 7 月までとした。現在は元妻の住所が分からないので、保険料の納付方法の話聞くことはできない。

申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人又はその元妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の公的年金の資格に関する記録を見ると、昭和 49 年 5 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、20 歳まで遡って国民年金の資格を取得している。また、55 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが、申立人に係るオンライン記録から確認できるが、その際、国民年金被保険者の資格は喪失されておらず、57 年 1 月に国民年金被保険者資格を遡って喪失していることが、C 市の国民年金被保険者名簿から確認できる。

これらのことから、C 市では、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月までの期間については、申立人を国民年金被保険者として把握していたものと推察され、同市では、昭和 56 年度分の国民年金保険料の納付書を申立人に郵送していたことがうかがえることから、申立人が同年度の国民年金保険料を現年度納付することは可能となる。

また、申立人の国民年金保険料の納付に関する記録を見ると、オンライン記録から、申立期間①直前の昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの期間は厚生年金保険料と国民年金保険料が二重納付されており、それについて平成 22 年 10 月 13 日に還付決議が行われていることが確認できることから、申立期間①のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの昭和 56 年度分の保険料についても納付していたとしても不自然ではない。

一方、C 市では、申立人の国民年金被保険者資格が昭和 57 年 1 月に喪失したことを把握していることから、昭和 57 年度分の国民年金保険料の納付書を申立人に郵送したとは考え難い。

また、オンライン記録から、申立人が昭和 57 年 1 月に国民年金被保険者資格を喪失した後、国民年金の再加入手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間①のうち、同年 4 月から 58 年 5 月までの期間及び申立期間②については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 60 年 10 月の婚姻後は、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする元妻から保険料の納付状況について聴取することはできないため、当時の状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたと認められる。しかしながら、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であるため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和50年4月から平成9年9月までの国民年金保険料については、納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から平成9年9月まで

私は、昭和50年4月の退職後すぐに、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を、夫婦一緒に行ったが、国民年金の加入記録が無い。

当時は自営していたので、国民年金保険料の控除を確定申告した記憶もある。

また、平成3年頃に、役所の人から国民年金の免除申請制度を教えられ、すぐに夫婦共に免除を申請したが、妻の免除記録は有るのに私の免除記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に、夫婦一緒に国民年金に加入したと申し立てているが、オンライン記録を見ると、申立人が国民年金（基礎年金）被保険者の資格を取得しているのは、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の22年8月1日（第3号被保険者資格を取得）であり、申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料の納付は、一緒に加入した妻に任せていた。」としているが、申立てに係る国民年金に加入時の申立人の妻（先妻）は、オンライン記録において、昭和59年10月の離婚まで国民年金の加入記録は無く、「申立人が勤務先を退職した当時は家計が苦しかったので、国民年金及び国民健康保険には加入していない。申立人から納付するように言われたこともない。」と陳述している。

一方、申立人が昭和60年4月に再婚した現在の妻は、婚姻後の国民年金保険料の納付及び免除について、「納付も免除申請も、夫婦一緒に行った。」と陳述しており、オンライン記録を見ると、同人は、申立人と婚姻後の同年6月に

国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年3月から61年12月までは納付、62年1月から平成3年3月までは未納、同年4月からは申請免除と記録されているが、前述のとおり、申立人は、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、また、申立人が申立期間の保険料を納付し又は現在の妻と同様に保険料免除を受けるためには、前述の22年8月1日の加入以前に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し又は保険料の免除を受けていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたこと等をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年1月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答を受けた。私は、昭和61年2月に厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入していたので、申立期間の保険料を納付していたはずである。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後20件の手帳記号番号に含まれる第3号被保険者の資格取得の処理日の記録から、平成8年4月頃に払い出されているものと推認されるところ、申立期間は国民年金に未加入の期間とされており、申立人は、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、仮に申立期間が未納であるとしても、当該手帳記号番号では、制度上、時効により、申立期間の国民年金保険料は納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当該手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親がしてくれたと陳述しているところ、申立人の母親は、「私と申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付等は全て夫に任せていた。」と陳述しており、一方、申立人の父親は、「申立人の加入手続はしていない。妻の保険料は納付したが、申立人の保険料は納付していない。」と

陳述している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年12月まで

昭和36年頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は、家のお金を管理していた父が、自身の分と一緒に納付してくれていた。父が不在の時などに、父に代わって私が集金人に納付した記憶も有る。保険料額が、最初の100円から、200円、250円及び300円と高くなっていったことも覚えている。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については申立人の父親が毎月納付していたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人は、同年11月29日に、当時申立人が父親と同居していたA市B区において、父親と連番の国民年金手帳記号番号を払い出されていることが確認でき、また、オンライン記録によると、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父親は、国民年金加入期間の保険料を60歳到達まで全て納付していることが確認できる。

しかし、前述の払出簿の申立人の欄を見ると、「不在消除」と押印されている（処理日は不明）ことから、当該手帳記号番号では納付が行われておらず、申立人の所在が確認できないまま、平成22年に当該手帳記号番号が申立人の基礎年金番号に統合されるまで、不在被保険者として処理されていたと考えられる。

一方、当該手帳記号番号とは別に、A市C区において申立人に対して、申立期間の末期に婚姻した妻と連番で払い出されている申立人の新たな国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和45年6月に払い出されたものと確認できることから、同手帳記号番号では、制度上、特

例納付以外に申立期間の国民年金保険料を納付することができないところ、申立人は、「数年分の保険料を一括して納付した記憶はない。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張する一方で、申立期間から半年後の昭和45年6月に新しい国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、この新たな加入手続を行った経緯に係る申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立期間は8年9か月と長期にわたり、この間、申立人の納付記録が毎回連続して欠落するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人又は申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から57年3月までの期間、58年4月から同年11月までの期間、59年3月から同年5月までの期間及び同年7月から平成3年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月から57年3月まで
② 昭和58年4月から同年11月まで
③ 昭和59年3月から同年5月まで
④ 昭和59年7月から平成3年8月まで

ねんきん特別便により、昭和54年9月から平成3年8月までの期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。会社勤めをしていなかった申立期間は、家業の手伝いをしていたが、父が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたはずである。父は、きちょうめんな性格であり、両親共に申立期間は保険料を納付しており、長男である私の保険料を納付していなかったとは考えられないので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したはずであると申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る第3号被保険者資格の取得処理日から、平成4年4月頃に払い出されたものと推認されるところ、この手帳記号番号では、申立期間のうち、2年2月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

なお、オンライン記録によると、申立期間直後の平成3年9月から国民年金手帳記号番号が払い出された4年4月までの国民年金保険料は、5年9月27日に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の加入及び保険料納付の状況は不明である上、申立人の親戚3人に照会したが、申立人の父親がきちょうめんであったという陳述は得られるものの、申立期間の保険料の納付については、「全く分からない。」としている。

加えて、申立期間は合わせて10年以上に及び、このような長期間にわたり、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難いほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月及び同年11月

A社退職後の平成8年10月に国民年金に加入し、同年12月26日のB社入社まで、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間当時、C市役所が仮設庁舎であり、そこで国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶があるので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職後の平成8年10月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、申立人のオンライン記録によると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、C市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料の納付は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、C市役所は仮設庁舎であり、そこで申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った記憶がある。」としているが、C市総務課は、「当市役所が仮設庁舎であった期間は、平成2年11月25日から6年5月2日までである。同日後は新庁舎に移った。」としており、申立人の記憶と符合しない。

さらに、C市の国民年金担当課は、「申立期間当時も、国民年金の加入手続を行った者には、国民健康保険の加入手続も行うようにながしていた。」としているところ、同市の国民健康保険担当課は、「国民健康保険の被保険者記録を確認したが、申立人は申立期間に国民健康保険に加入していない。」としており、申立人も、「申立期間に国民健康保険の加入手続を行った記憶はない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成2年3月まで

役所から加入通知が来た昭和61年8月頃、父から納付義務が有ると言われたので、口座振替用の通帳と印鑑を持参し、A市役所又はB社会保険事務所（当時）で加入手続をした。

学生の頃から2万円ぐらいのアルバイト収入が有ったので、自分の銀行口座から国民年金保険料を引き落とししており、当時の保険料は6,000円から8,000円ぐらいで、毎年500円ずつ上がったと記憶している。

申立期間当時、国民年金保険料を納付する自分を笑う友人もいたが、加入当初から保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年8月頃、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間当初から口座振替で保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年7月27日に払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない上、この時点で、申立期間のうち、昭和61年8月から63年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、平成2年7月の時点で、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、過年度納付を行ったことはなく、口座振替以外の方法で納付したこともないとしているところ、口座振替の方法では、制度上、過年度納付を行うことができない。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、昭和61年8月頃に国民年金の加入

手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの期間及び62年8月から平成2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月から51年3月まで
② 昭和62年8月から平成2年5月まで

私の夫は、A市役所に婚姻届を出しに行った昭和49年2月に、夫婦二人の国民年金加入手続きを行い、その後、私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、銀行で納付書によって納付していたと思う（申立期間①）。

私たち夫婦は、記録によれば、昭和51年4月にB市に転居した後に国民年金の加入手続きをしているとのことだが、B市で国民年金に加入手続きをした記憶はない。

私は厚生年金保険に加入していた期間があるが、勤めていた間も夫の国民年金保険料は納付し続けており、また、勤めを辞めた後はすぐに国民年金の再加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を毎月銀行で納付していた（申立期間②）。

申立期間①及び②の国民年金保険料は納付していると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その夫が婚姻届を提出した昭和49年2月にA市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は自身が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日、及び申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿に記録されている国民年金手帳の交付日から昭和51年4月2日であることが推定でき、申立内容と符合し

ない。このことはA市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されていないことと符合する。

また、国民年金の加入時点において、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は遡ってまとめて保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和62年7月の翌月にB市で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も自身が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の再加入時期をみると、再加入手続を行ったB市が社会保険事務所（当時）への進達を行った日（昭和63年10月18日）、及び申立人の氏名表記をカタカナ表記から漢字表記に変更処理した日（昭和63年10月24日）が、それぞれ申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から確認でき、申立人は同年10月に再加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、この時点において、申立人は、申立期間②のうち、昭和62年8月から63年3月までの国民年金保険料を現年度納付できず、夫の保険料と一緒に毎月納付していたとする陳述と符合しない。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び収滞納一覧表を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間は34か月と長期間であり、これだけの長期間連続して夫婦二人分の納付記録が欠落するとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの期間及び61年9月から平成2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から51年3月まで
② 昭和61年9月から平成2年5月まで

私は、A市役所に婚姻届を出しに行った昭和49年2月に、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、納付書で銀行で納付していたと思う（申立期間①）。

私たち夫婦は、記録によれば、昭和51年4月にB市に転居した後に国民年金の加入手続をしているとのことだが、B市で国民年金に加入手続をした記憶はない。

昭和61年9月から平成2年5月までの期間については、生活上国民年金保険料を納められなくなる事情はなく、昭和61年9月から62年7月までの期間は私の保険料のみを、同年8月から平成2年5月までの期間は夫婦二人分の保険料を、妻が銀行で納付していた（申立期間②）。

申立期間①及び②の国民年金保険料は納付していると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、婚姻届を提出した昭和49年2月にA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はその妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日、及び申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿に記録されている国民年金手帳の交付日から昭和51年4月2日であることが推定でき、申立内容と符合

しない。このことはA市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されていないことと符合する。

また、国民年金の加入時点において、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、納付を担当していた申立人の妻は遡ってまとめて保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人はその妻が申立期間の国民年金保険料を継続して現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和61年4月から同年8月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、また、申立期間中に住所変更が無いことから、同市は申立期間の現年度納付書を申立人に送付していたと考えられ、申立人は現年度納付することが可能であったと考えられる。

しかし、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及び収滞納一覧表を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立期間は45か月と長期間であり、これだけの長期間連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、オンライン記録を見ると社会保険事務所（当時）が平成3年10月8日に催告を行ったことが確認できるところ、この催告は申立期間②のうち元年10月以降の期間について行われたものと考えられ、当時この期間の国民年金保険料が未納となっていたものと推定できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から8年3月まで

私は、平成5年12月頃、A市役所から国民年金加入の案内が来たので母親に同市役所で加入手続を行ってもらい、最初に勤務した会社に就職するまでは母親に国民年金保険料を納付してもらっていた。それなのに申立期間が未納とされているのは納得できない。

加入した平成5年度の4か月分の国民年金保険料約4万円は加入した後にまとめて市役所の国民年金課の窓口で納め、6年度以降については市から送られて来た納付書で保険料として月額約1万円を毎月郵便局若しくは銀行で納めてきたということを母親から聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年12月頃に、申立人の母親がA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母親が現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている被保険者の納付記録から、平成6年1月頃に加入手続を行ったものと推定でき、申立内容とおおむね符合しているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び収滞納一覧表を見ると、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と符合している。

また、オンライン記録を見ると、申立人は平成9年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、平成8年度の国民年金保険料を平成8年4月に前納していたため、同年3月が重複納付となったことが社会保険事務所(当時)において9年5月2日に判明し、同年10月9日付けで同年3月の保険料を7

年4月の未納分に充当する処理がなされていることが確認できる。この場合、同年4月は当初未納であったこととなり、申立内容と符合しない。

さらに、納付を担当していた申立人の母親は、申立期間当時の家計簿、金融機関の預貯金通帳等の関連資料を所持しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、納付が行われた場合、A市の国民年金被保険者名簿にはその収納が電算入力され納付記録として管理されることとなるが、3年度28か月にもわたり、連続して複数回にわたり入力漏れが生じることは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から7年7月まで

私は、会社を退職した平成6年8月以降にA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったと思うが、その際年金手帳を受け取った記憶がない。

私は、加入手続時にA市役所の窓口職員から国民年金保険料の納付方法を教えてもらったが、その日は持ち合わせがなかったので納付できなかった。そこで、A市役所の窓口職員から9月にもう一度来庁するように説明を受け、数日後、再度市役所に出向き現金で一括納付したと思う。しかし、納付金額は覚えておらず、領収証書を受け取ったかどうかは定かでない。

私は、同居をしていた母親から年金についてきちんと納付しているのかと助言を受けたことを覚えているので、申立期間について、国民年金保険料が納付されていないことについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成6年8月頃に、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、その翌月から納付を開始したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、平成9年1月の基礎年金番号付番時点において国民年金手帳記号番号の払出しがなく、厚生年金保険被保険者資格を喪失した10年11月21日時点に遡って国民年金被保険者資格を取得していること、及び同年11月の国民年金保険料を11年1月4日に現年度納付していることがオンライン記録から確認できることから、同年12月頃にA市で加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。

また、この時点において、申立期間は国民年金未加入期間であり、申立人は同期間の国民年金保険料を制度上納付することはできない。

また、申立期間は平成6年度及び7年度の複数年度にまたがっており、仮にA市から納付書が送付されていたとすると、2度にわたり現年度保険料の納付書が送付されることとなるが、申立人は納付書を受け取った記憶がなく、加入手続後に市役所窓口で一括納付した記憶があるだけであると陳述するのみであり、申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5177

第1 委員会の結論

申立人の平成19年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月

私は、平成12年4月に会社を退職後、自営業を始めてから国民年金に加入した。

国民年金保険料はいつも一番先に支払を済ませてきた。借金をしてでも支払ってきた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、年金記録確認第三者委員会への申立書において、納付書で納付したが、納付場所等、詳しい納付の状況については覚えていないと記載しているところ、申立人に対し、申立期間当時の納付の状況について確認するため、電話及び文書により何度も接触を試みたが、連絡がとれず、納付の状況について、具体的な陳述が得られなかった。

また、平成14年4月からは、保険料収納事務が市町村から国に一元化されるとともに、磁気テープに基づく納付書の作成、発行及び収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進され記録管理の強化が図られており、記録漏れ及び記録誤り等は考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年6月までの期間及び同年11月から10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から6年6月まで
② 平成6年11月から10年12月まで

私は、勤務先を平成4年6月に退職した後、A社で1か月から2か月働いていたので、その間にB市役所で国民年金の加入手続をしたと思う。納付書はその手続をした後、郵送されてきた。同年6月から6年6月までの25か月間の国民年金保険料は未納とされているが、お金の余裕のあるときに1か月から2か月分ずつ市役所、社会保険事務所（当時）、金融機関又は郵便局で納付した。納め忘れていた期間もあると思うが、未納とされている25か月のうち20か月分の保険料は納付した。

平成6年11月に会社を退職した後、すぐに次の会社に勤務する予定だったので、そのときは国民年金の加入手続をしなかったが、7年3月頃に勤務していた会社を退職したときは、B市役所C支所で国民年金の加入手続をしたと思う。納付書はその手続をした後、郵送されてきた。6年11月から10年12月までの50か月間の国民年金保険料は未納とされているが、お金の余裕のあるときに1か月から2か月分ずつ市役所、社会保険事務所、金融機関又は郵便局で納付した。納め忘れていた期間もあると思うが、未納とされている50か月のうち40か月分の保険料は納付した。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月頃、国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書を使って国民年金保険料を納付し、また、7年3月頃、国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書を使って保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金被保険者資格の得喪に関する記録を見ると、B市の国民年金被保険者名簿から、被保険者資格の取得時期が平成2年10月であり、同資格の喪失時期が3年6月であることが確認できる。

また、B市の国民年金被保険者個人票から、平成17年5月の国民年金の再加入手続の際に4年6月から6年6月までの期間及び同年11月から10年12月までの期間について、遡って被保険者資格を取得した記録が追加されていることが確認できることから、記録の追加された時点では、申立期間①及び②は、それぞれ国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、平成17年5月の再加入手続時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年11月まで
私が会社を退職し、その後、次の会社に就職するまでの間の国民年金保険料が納付されていないとの通知があり、その分の保険料を納めないと満額の年金が受け取れないと言われたので仕方なく納付した。

申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずだが、自分で納付したのか、親が納付したのかは覚えていない。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が納付されていないとの通知が届いたため、その分の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況を見ると、オンライン記録から、申立人が国民年金に加入した記録が確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「納付書は、送付されてきた通知書に同封されていたものか、後から送られてきたものか覚えていないが、送られてきた納付書で納付した。」と陳述しているが、A市又は社会保険事務所（当時）が、国民年金の加入手続を行っていない者に対して納付書を送付するということは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、A市に住んでいた昭和51年4月とB市に転居してからの53年2月の2回納付している。

この重複納付について、社会保険事務所（当時）に調べてもらおうと「重複納付が確認できたが還付済み。」との回答をもらったが、私は還付金を受け取った記憶はない。

納付した2枚の領収書が私の手元に残っているが、還付を受けた場合、片方の領収書は社会保険事務所に返却しているはずではないかと思う。

申立期間が、還付済みの記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付したが、還付金を受け取っていないと申し立てている。

そこで、申立人の所持する申立期間の国民年金保険料の領収書を見ると、A市取扱いの前納の納付書から、申立期間の保険料1万6,390円を昭和51年4月30日に納付していることが確認できる上、C社会保険事務所（当時）取扱いの過年度納付書から申立期間の保険料1万6,800円を53年2月21日に納付していることが確認できることから、申立期間の保険料を重複納付していることが分かる。

しかし、申立人の納付に関する記録を見ると、特殊台帳から、昭和51年度の収納記録欄に「前納51.4～52.3まで16,390円」と記録されているとともに、同年度の摘要欄には、「51/4～52/3重複納付 還付16,800円」と記載されていることが確認でき、昭和53年2月21日に過年度納付した国民年金保険料が同年中に還付処理されたことが分かり、この記載内容に不自然な点は見

当たらない。

なお、申立人は還付が行われた場合は、重複納付した国民年金保険料の領収書を返却しているはずだと申し立てているが、社会保険事務所の事務手続の規定では、領収書を回収することにはなっていない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの期間、同年4月から4年3月までの期間及び5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から3年3月まで
② 平成3年4月から4年3月まで
③ 平成5年4月から6年3月まで

平成2年3月ごろは、大学生でA市に住んでいたが、父がB市C区役所で国民年金の加入手続をしたと思う。その後の国民年金保険料は滞納していたが、時期は定かでないが区役所から納付の督促を受けて、父が未納分の保険料を区役所か金融機関にて一括で納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、父親が区役所から納付の督促を受け、一括で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録から、平成2年3月から同年5月までの間にA市で払い出された最初の国民年金手帳記号番号と3年4月及び同年5月に同市で払い出された2回目の手帳記号番号が確認できる。しかし、最初に払い出された手帳記号番号は、オンライン記録から、2年5月に資格取消しとされていることが確認でき、納付の記録は見られない上、2回目の手帳記号番号に係る申立人の国民年金の資格に関する記録を見ると、オンライン記録及び申立人所持の年金手帳から、3年4月に第1号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間②について、申立人は、A市に居住していたが、同市において国民年金保険料を納付した記憶はないと陳述しているところ、オンライン記録から、申立期間②は当初、申請免除となっていたが、平成4年5月7日にその免除が取り消されていることが確認できる。この取消後、申立人が同市に居住していた平成4年度において申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は同市において納付書を受け取った記憶はないと陳述している。

さらに、申立人のA市からC区への転居は平成5年3月であることが住民票から確認できるが、同年3月の時点において、申立期間②の国民年金保険料は過年度保険料となり、同区が過年度保険料の督促を行うことは考え難いことから、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間③について、オンライン記録を見ると、平成7年6月7日に国民年金保険料の納付書が社会保険事務所（当時）で作成されていることが確認できる。申立人の納付状況から、この納付書は、申立期間③のうち、時効の成立していない5年5月から6年3月までの保険料に係る過年度納付書であると推測されることから、申立期間③の保険料は現年度納付されていなかったと考えられる。

このほか、オンライン記録から、申立期間③直後の平成6年4月から同年12月までの国民年金保険料9万9,900円を7年2月24日に一括で納付しているとともに、申立人の保険料の納付がこの時期から始まっていることが確認できることから、この時期において、申立期間③の保険料は過年度保険料となり、区役所が納付の督促を行うとは考え難い。なお、父親が陳述する、区役所から納付勧奨を受けて10万円から15万円を一括で納付したとする保険料は、6年4月から同年12月までの保険料であった可能性が考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続、住所変更手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、申立人の加入手続、住所変更手続及び保険料を一括で納付した時期についての記憶が定かでなく、当時の状況をうかがうことはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5182 (事案 1456 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年12月までの期間、5年2月、同年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年12月まで
② 平成5年2月
③ 平成5年6月及び同年7月

平成3年7月、国民年金の加入手続をしていないのに、市役所から国民年金保険料の納付書が届き、納付書により銀行で保険料を納付した。国民年金保険料額は申立期間①、②及び③を通じて同額の1万3,300円だったと思う。また、私の名前は「A」だが、「B」、「C」と読み間違えられることがあるため、それが原因で私の年金記録が宙に浮いているのではないかと、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。新たな資料の提出はできないが、再審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについて、申立人は、平成3年7月から、国民年金保険料を遅滞なく現年度納付してきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は6年9月30日頃に払い出され、そのときに第1号被保険者資格を5年10月29日に遡って取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間①、②及び③は、国民年金被保険者資格の取得日より前の未加入期間に当たり、制度上、保険料を納付することができないこと、申立人が鮮明に記憶しているとする申立期間①、②及び③を通じて同額であったとする保険料額は、当時の保険料額とは異なり、申立人の陳述とは符合しないこと、複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月16日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

今回、申立人より上述の判断に納得できないとして再申立てがあったところ、申立人からは、再申立ての内容を根拠付ける新たな資料の提出は無く、申立人及び日本年金機構Dブロック本部E事務センターに対し事情を聴取しに行ったほか、再度、複数の氏名別読み検索を行ったが、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらのことを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を見いだすことはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から58年6月まで

私は勤務先を昭和55年6月末に退職した際、会社から退職後は国民年金に加入するようと言われ、手続に関する冊子をもらったので、遅くとも同年7月中には加入手続をし、アルバイトをしながら自分で国民年金保険料を納付していた。加入手続については明確な記憶はないが、A市に行った記憶があり、B社会保険事務所(当時)に手続に行ったのではないかと思う。保険料の納付は銀行から振り込むか自動引き落としにしていたと思うが、確かな記憶はない。

納付した際の領収証等は見つかっておらず、証明することはできないが、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を支払っていたことは間違いないので、申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格については、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金の強制加入被保険者に該当した日まで遡って被保険者資格を取得するものとされている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和58年8月にC市役所において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した55年7月1日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることがオンライン記録等により確認できる。したがって、この時点において、申立期間のうち、同年7月から56年3月までの期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和56年4月から58年6月までの期間は、国民年金保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であるが、申立人は銀行振込み又は口座振替により現年度納付したと陳述しているのみで、国民年金の加入時点から遡って納付したとの陳述は行っていない。

さらに、申立人に係る特殊台帳の昭和58年4月の欄には「59催」の押印が確認できることから、社会保険事務所（当時）が59年に国民年金保険料の催告を行った時点において、申立期間のうち、58年4月から同年6月までの保険料も未納であったことが推認できるが、同台帳には当該期間の保険料が納付されたことを示す事跡は見当たらない。

加えて、申立人が所持する年金手帳2冊のうち、申立人が申立期間に国民年金の加入手続を行った際に持参したとする年金手帳には、厚生年金保険に加入したことを示す記号番号が記載されているのみで国民年金手帳記号番号の記載はなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係るC市における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで

私が学生時代の平成4年5月頃に「国民年金に加入して保険料を支払う義務がある。」というような案内が郵送されてきたので、その後、自分でA市役所に行き、加入手続をしたと思う。国民年金保険料は、納付書が自宅に郵送されてきたときに、父親から、年金は支払っておくように言われたので、銀行に行き納付した。保険料額は、一枚の納付書が1万3,800円だったのを記憶している。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成10年7月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、納付書の発行も行われなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の手帳記号番号は、厚生年金保険の手帳記号番号が基礎年金番号（平成9年1月）となったものであり、この手帳記号番号により平成9年1月以降に申立期間の国民年金保険料を納付することは、時効により、制度上、納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について、「一枚の納付書が、1万3,800円だった。」と陳述しているところ、申立期間当時の保険料額は9,700円であり、申立人の陳述と符合していない上、申立人が納付したとする1万3,800円の保険料額は、納付記録のある平成10年度から16年度までの保険料（1万3,300円）とおおむね一致していることから、申立人の記憶はこ

の頃のものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から平成4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から平成4年6月まで

昭和48年8月26日にA社を退職したのち、平成4年7月1日にB社に入社するまでの期間の国民年金保険料が未納となっている。当時、家のことは全て前妻に任せていた。国民年金の納付に関しては何も覚えていないが、国民健康保険には加入していたので、国民年金にだけ加入していなかったとは考えられない。離婚や再婚などいろいろあり、手許には資料及び国民年金手帳も残っていないが、そのために、18年以上の年金納付記録をなくしてしまうことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金への加入手続を行った上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については前妻に任せていたとしているが、オンライン記録によると、申立人の前妻についても国民年金への加入記録及び保険料の納付記録が確認できない上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間に係るこれらの状況が不明である。

さらに、申立期間は227か月に及び、これほどの連続した月数について行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人の前妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの期間及び平成元年4月から2年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 7 月まで

私は、20 歳になった頃に市役所で国民年金への加入手続を行い、加入当初の昭和 59 年度、62 年度及び 63 年度は免除申請したが、申立期間の保険料は、送付されてきた納付書で自らが郵便局又は市役所の保険年金課の窓口で間違いなく納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間である昭和 60 年度及び 61 年度は未納である旨記載されている上、59 年度、62 年度及び 63 年度の検認欄には「申免」の押印が確認でき、オンライン記録の内容と一致している。同名簿については、59 年度から 63 年度までの検認台帳欄に「記録送達済」の押印が確認でき、年度ごとに社会保険事務所(当時)に記録送達が行われていたことがうかがえる上、当該名簿の記録内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②について、A 市によると、当該期間の記録は未納期間としている上、オンライン記録によると、平成 4 年 6 月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人は、2 年 8 月に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該納付書は申立期間②の未納に対して作成されたものと推認できる。この点について、申立人は、厚生年金保険に加入してから国民年金の保険料を納付した記憶はないと述べており、当該期間の保険料が過年度納付されたとするのは不自然である。

さらに、A 市によると、国民年金の事務処理は昭和 60 年頃から電算化され、

同時に納付書についてもOCR（光学式文字読取装置）による読み取りが開始されたとしているほか、社会保険事務所の事務処理においても申立期間当時は既にオンライン化された後であることから、合計40か月にわたる申立期間について、行政側の事務処理の誤りが起こるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年3月まで

私は、昭和59年7月に退職を契機にA市役所で国民年金の加入手続をした。加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶は定かではないが、納付書により毎月、郵便局又は金融機関の窓口で納付していた。普段は私が納付していたが、当時就職活動中であったため、時々、母が納付してくれたこともあった。謹厳実直な両親に勧められた上、退職した会社の人事職員の指導どおりにしたはずなので、納付していないとは考えられず、証拠となる通帳などは残っていないが、もう一度よく調査して、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年7月頃、退職を契機に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この加入時期について、オンライン記録を調査したところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後に存在する第3号被保険者の資格入力処理日がいずれも平成3年4月中であることが確認できることから、申立人については、この時期に加入手続がなされ、その際に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失記録に従って、昭和59年7月1日に遡及して国民年金被保険者資格の取得がなされたものと推認でき、申立内容とは一致しない。

また、申立期間は前述の国民年金手帳記号番号の払出時点より前の時期に当たることから、少なくとも申立期間当時においては未加入期間であり、制度上、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない上、当該手帳記号番号払出時点でも、申立期間の保険料は、既に時効により遡及して納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により、現時点で考えられる限りの別読み、別氏名について、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私は、平成12年4月に会社を退職したため、雇用保険等ほかの諸手続とほぼ同時期に、市役所で国民年金の加入手続を行った。時期ははっきり分らないが、国民年金の加入勧奨の案内又は国民年金保険料の納付依頼書か、いずれかの内容の封書が、2回ほど郵送されてきたのを覚えているので、おそらく、それらの勧奨を受けた後の13年1月頃に加入手続を行ったのではないかと思う。保険料の納付についての詳細な記憶はないが、申立期間の保険料については、郵送されてきた納付書に従って、金融機関の窓口で納付していたと思う。

国民年金をめぐる記憶は定かではないが、当時は、「(申立期間の) 保険料を納めないことで、20歳当初に親が納付してくれた保険料を無駄にしてはいけない。」と思って納付したはずなので、申立期間が納付されていない期間とされていることには納得できない。調査の上、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金に係るオンライン記録を見ると、申立期間について、平成12年12月21日の時点では、社会保険事務所(当時)において、第1号・第3号被保険者取得勧奨対象者として認識されていることが確認できる上、その後、14年2月20日に社会保険事務所で作成された国民年金の未適用者一覧表においても、申立人は未加入者として認識されていることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立期間の保険料の納付書も発行されることはない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号及び基礎年金番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の過誤は考え難い。

加えて、申立人の納付をめぐる記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私は、個人事業店を経営していたが、収入が少なかったため、私の昭和53年度から60年度までの国民年金保険料は免除してもらった。その後、申立期間当時は、生活に少し余裕がでてきたので、私の保険料については納付できると思い、私は、61年度の国民年金保険料について、免除承認がなされる前の昭和61年4月に、市から送付されてきた納付書を持って銀行に行き、1年分の保険料を前納でまとめて納付した。そして、翌年度の昭和62年度保険料についても、61年度と同様、昭和62年4月中に、市から送付されてきた納付書を使い、同じ銀行で1年分の保険料を前納した。なお、申立期間については、夫婦二人分の保険料を納付するのが経済的に大変だったことから、私の保険料だけを納付したと記憶している。

ところが、ねんきん特別便にて年金記録を確認したところ、国民年金保険料を納付したはずの申立期間が、免除承認期間とされていることが分かった。しかし、私は、昭和52年から収入及び所得を記録しており、国民健康保険料、国民年金保険料及び固定資産税等については、納付するたびに、納付した金額をメモ用紙に記入していたところ、そのメモを見ると、申立期間のうち、昭和61年の国民年金保険料欄には、当時私が納付した保険料額として8万5,200円、62年の同欄には8万8,800円と記載されている。このことから、私が申立期間当時に、保険料を納付したことは間違いのないので、申立期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年度及び62年度の国民年金保険料について、各年4月に一年前納により納付したと主張しているが、申立人に係る市の記録及びオンラ

イン記録によると、申立期間は、保険料の全額免除承認期間とされている上、オンライン記録からは、申立期間のうち、昭和 61 年度の保険料に係る免除申請が、昭和 61 年 7 月 31 日に受付され、これに対して同年 10 月 3 日に全額免除承認処理がなされている状況と、昭和 62 年度の保険料に係る免除申請が、昭和 62 年 7 月 17 日に受付され、これに対して同年 7 月 23 日に免除承認処理がなされている状況が確認できる。この場合、既に保険料納付済である期間に対しては、全額免除の承認がなされないとする制度上の取扱いとは相違し、仮に申立内容通り 61 年 4 月及び 62 年 4 月に一年前納がなされたとなると、2 か年度連続して申立人についてのみ、前納した後に免除申請の届出がなされた上で、保険料納付記録が看過され、納付済期間に対して免除承認の事務処理がなされたことになり不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、納付済保険料額を記入していたとするメモを所持しており、当該メモを見ると、申立期間に当たる昭和 61 年度及び 62 年度分については、各年の 4 月に一年前納にて納付したとする保険料額として、61 年度は 8 万 5,200 円、62 年度は 8 万 8,800 円が、鉛筆で記入されているが、これらの金額は、それぞれ当時の定額保険料の一年間の合計金額とは一致するものの、当時の一年前納保険料額(昭和 61 年度 8 万 3,140 円、62 年度 8 万 6,660 円)とは一致せず、このことは、保険料を納付する都度、納付金額を記入していたとする申立内容とは相違する。

さらに、上記のメモのほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年3月まで

私は当時大学生であったが、母が私の将来のためにと国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと言っている。長兄も当初から国民年金に加入しているところ、当初区役所にその記録が無かったが、後に判明した経緯もあるので、私の申立期間について、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄は、昭和51年3月30日に国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出された上で、54年4月に共済組合の組合員に加入するまで国民年金保険料を納付しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、61年4月以降の厚生年金保険被保険者期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録が見当たらないことから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人について、その兄と同様に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、母親に当時の事情を聴取したが、長男の国民年金は当初から加入しているのに、申立人だけが加入しないようなことはないとするのみであり、それぞれの加入当時の状況について具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立期間は2年以上に及び、この間、申立人の納付記録が毎回連続

して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から9年3月まで
平成7年1月頃に、母が、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。
母は、私が平成9年4月に就職するまで確かに国民年金保険料を納付していたので、申立期間について納付記録が無いことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、平成9年4月以降の厚生年金保険被保険者期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録が見当たらないことから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、基礎年金番号が導入されたのは平成9年1月であることから、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人が7年1月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、9年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に付番された申立人の基礎年金番号以前に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ってくれていたとする申立人の母親からは、申立期間当時の状況について具体的な陳述を得ることができないことから、納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は2年以上に及び、この間、申立人の納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年3月まで

私は、平成12年1月にA社を退職後の国民年金保険料を納付済みであるので、元年6月にB社を退職後の申立期間についても納付しているはずである。

申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人がA社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した平成12年1月16日に初めて国民年金被保険者の資格を取得したことが確認できることから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、平成9年1月に基礎年金番号が導入されていることから、申立人が元年6月にB社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号に設定される以前に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が唯一所持しているとする年金手帳を見ても、国民年金手帳記号番号欄は空白となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関して記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和39年1月に結婚後、時期は定かではないが、私が区役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行ったように思う。加入後の国民年金保険料については、50年頃まで、私が夫の父からお金をもらい、自宅に来る集金人に納付していたが、夫の父から「夫の分も同じように納付してやれ。そうでないと将来、歳が行ったときに二人がもめるぞ。」と言われたことを今も明確に覚えており、この時も夫の父にお金を出してもらい、夫婦で同じ期間まで遡って保険料を納付した記憶があるのに、申立期間は夫が納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、時期は定かではないが、申立人の夫の分と一緒に行ったように思うと申し立てしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人は昭和44年9月に払い出されているが、夫についてはその約6年後の50年8月になって払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、夫婦の特殊台帳によると、それぞれ手帳記号番号が払い出された時点で集金人に納付が可能であった現年度保険料(申立人は申立期間直後の昭和44年4月、申立人の夫は50年4月)から納付を開始していることが確認できることから、夫婦で国民年金の加入時期及び国民年金保険料の納付開始時期が大きく異なっている。

また、申立人の夫に係る国民年金の加入時期は、第2回目の特例納付実施期間中であり、夫の特殊台帳を見ると、当該特例納付実施期間の最終月である昭和50年12月25日に、申立期間の始期である42年4月から50年3月までの国民年金保険料について、遡って特例納付及び過年度納付していることが確認

できる。これについて、夫は国民年金に加入した同年8月当時は満41歳であり、それ以降60歳まで保険料を納付しても年金受給資格期間である25年に満たない状況であったことから、年金受給資格期間を確保するためには、国民年金に加入し、期間を遡って当該特例納付等を行う必要があったと考えられる一方、申立人の場合、国民年金に加入した44年9月当時は満31歳であり、それ以降60歳まで保険料を納付すれば、年金受給資格期間を確保できる状況にあったことから、夫婦で年金受給資格期間に関しての事情が異なっていたことによるものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、既に亡くなっている申立人の夫の父親にお金を出してもらったので、遡って納付した国民年金保険料の納付金額等、具体的なことは何も覚えていないと陳述している上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から平成4年2月まで
はっきりとは覚えていないが、昭和63年頃、A市役所の年金課に国民年金についての相談に出向いた際、加入手続を行ったように思う。
年金課で相談したところ、それまで未納となっていた国民年金保険料については、2年間は遡って納付できることを教えてもらったので、申立期間の保険料については、1か月分又は数か月分まとめて、2年ずつ遅れて過年度納付していたはずである。
申立期間が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、B市C区において、昭和61年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、平成6年4月に払い出されたものと推認され、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 10 日から 37 年 11 月 17 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶もなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年2月15日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計4ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね3年以内)に受給要件を満たし、資格を喪失した11人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め10人見られ、そのうち8人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 31 日から 19 年 2 月 28 日まで

夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。夫は同社には平成 15 年 9 月から勤務し、申立期間も、同社から交付を受けた健康保険被保険者証を使って、病院で保険診療を受けていたのに、22 年 2 月に高額療養費の請求手続を行った際、「被保険者資格の喪失日は平成 17 年 12 月 31 日であり、請求は認められない。」と回答を受けた。

当初は平成 19 年 2 月 28 日であった厚生年金保険及び健康保険の資格喪失日が、知らない間に 17 年 12 月 31 日に遡及訂正されていることに納得できない。

申立期間に係る夫の厚生年金保険の資格喪失日の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成 19 年 2 月 28 日と記録されていたところ、当該喪失日より後の同年 12 月 25 日に、17 年 12 月 31 日に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立期間当時の複数の同僚は、申立人について、「正規の従業員ではなかった。」「A社とは雇用関係のない個人事業主であった。」旨陳述している上、A社が社会保険事務所(当時)に提出した被保険者資格記録事項訂正取消届に添付している申立書には、「平成 17 年 12 月頃からは、法人としての活動は休止しており、従業員個々人が一人親方的な事業を行っていた。法人から

は一切の給与の支払は行っていない。」旨の記載が確認できる。

また、B市市民税管理課は、「平成16年度及び17年度は、事業所から給与支払報告書が提出されていない。18年度及び19年度は、申立人から市税申告が有るものの、所得が無いため非課税である。」旨回答しており、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社から給与の支払を受けていた等の事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び保険料控除を確認できる関連資料は無く、これをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、事実即した処理であると考えられることから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 9 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 37 年 11 月から 39 年 8 月まで、B職として継続して勤務しており、途中で一旦退職することもなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も継続してA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡し、経理担当者も申立期間当時の状況を記憶していないため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じB職である同僚一人についても、申立人と同様に被保険者期間の欠落（当該同僚の欠落期間は、昭和 38 年 5 月 2 日から同年 9 月 2 日まで）が見られるところ、当該欠落に係る期間は、申立期間とほぼ符合する。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄（昭和 37 年 11 月 1 日に資格を取得）を見ると、昭和 38 年 5 月 1 日の資格の喪失に伴い申立人から健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「A社では給与は出来高払だった。申立期間当時は、冬前の繁忙期は売上も順調で給与も多かったが、夏前の閑散期は、給与が遅配す

ることではないものの売上が低迷したため給与額は毎月一定せず相違していた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9462 (事案 1974 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月から 30 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)C支店内にあったE事業所で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、申立期間当時の同僚等3人と一緒に写っている写真と、申立期間当時に通学していた学校で使用していた休暇届簿を提出する。当該休暇届簿には、勤務先としてE事業所と記載されているので、改めて審議の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、A社の工場内にE事業所が存在した旨のB社の陳述と申立てが符合するものの、申立人の在職を明らかとする特段の事情等は見当たらない、ii) E事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年6月1日であり、申立期間当初は適用事業所ではない、iii) 申立期間の同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶している上司・同僚合わせて3人の氏名も確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時の同僚等3人と一緒に写っているとする写真及び申立期間当時に通学していた学校で使用していたとする休暇届簿を提出しているところ、i) 上記被保険者名簿において、申立期

間の一部に被保険者記録の確認できる元従業員の一で、自身は申立期間当時にA社C支店内のE事業所で責任者をしていたとする者が、当該写真に自身も写っているとしていること、ii) 当該休暇届簿を見ると、勤務先として同社の記載が確認できること等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、今回、改めて元従業員への照会を行ったところ、E事業所の元取締役で、昭和32年以後は社会保険関係の事務も担当していたとする者は、「E事業所では、申立期間当時も、F市などにあった作業所の責任者は厚生年金保険に加入させていたが、作業員までは加入させていなかった記憶が有る。」と陳述しており、上記被保険者名簿を見ても、前述の申立期間当時にA社C支店内のE事業所の作業所で責任者をしていたとする元従業員については、申立期間の途中の30年3月5日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、同人及び申立人が作業員であったと記憶する同僚で、前述の写真に写っている者の記録は確認できず、当該陳述と符合する。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 9 日から 34 年 4 月 20 日まで
② 昭和 34 年 4 月 16 日から 36 年 12 月 29 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社及びB社における被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B社を退職後、すぐに別の会社に就職したので、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日は、両社に係る脱退手当金が支給決定される直前の昭和 37 年 10 月 4 日に訂正されていることが確認でき、申立人の脱退手当金が同年 10 月 29 日に支給決定されていることを踏まえると、当時、脱退手当金の請求に併せて申立人の生年月日が訂正された可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月 26 日から 48 年 9 月頃まで
② 昭和 48 年 10 月頃から 50 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 59 年 7 月 1 日から 63 年 2 月頃まで

私は、昭和 46 年 4 月 13 日から 48 年 9 月頃まで、A 市に所在した B 社で C 職として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B 社での資格喪失日は昭和 47 年 8 月 26 日とされており、申立期間①の加入記録が無い。

また、昭和 48 年 10 月頃から 56 年 9 月 13 日まで、A 市に所在した D 社で E 職として勤務していたが、同社での資格取得日は 50 年 3 月 20 日とされており、申立期間②の加入記録が無い。

その後、F 社に昭和 58 年 10 月頃から 63 年 2 月頃まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録は、58 年 11 月 1 日から 59 年 7 月 1 日までとなっており、申立期間③の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間も B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B 社は、昭和 60 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元役員は、「申立人に係る賃金台帳及び出勤簿等の資料は残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、申立人は、B 社の同僚の名前を記憶していないものの、在職中には複数の女性従業員がいたと陳述しているところ、同社に係るオンライン記録にお

いて、申立期間中に被保険者記録のある同僚 12 名に事情照会したところ、回答のあった同僚からは、「私が、昭和 48 年 2 月に退職する半年ぐらい前に、複数の女性従業員が退職したが、申立人もその時期に退職したように思う。」旨の陳述をしており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、女性従業員については、全ての者が申立期間中の昭和 47 年 9 月 26 日の時点では、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人とほぼ同時期に B 社において被保険者資格を喪失している同僚 4 名のうち、回答の得られた 2 名の同僚は、いずれも自身が記憶していた退職日と厚生年金保険の資格喪失日はほぼ一致していると回答している。

加えて、オンライン記録において、B 社における申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえないほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間も D 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある複数の同僚を抽出し調査したところ、複数の同僚から「申立人は、D 社と同一所在地にあった別会社に勤務していた。同社の閉鎖後に D 社に入社してきた。」旨の陳述が得られたところ、申立人自身も「D 社と同一場所にあった『G 社』に入社し、その後、D 社に異動した。」と陳述していることから判断すると、申立人は、当時、D 社ではなく、『G 社』に勤務していたことがうかがえる。

また、申立人が勤務していたと陳述する『G 社』は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、「D 社と G 社の事業主は同じであり、入社時から D 社において厚生年金保険に加入していたと思う。」と陳述しているものの、D 社は、昭和 56 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「D 社及び G 社に関する当時の資料は無く、社会保険事務を担当していた実父も既に死亡しているため、申立人のように G 社に勤務していた者に対する厚生年金保険の取扱い及び申立期間における厚生年金保険料控除等については不明。」と回答していることから、当時の事情を明らかとすることができず、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

加えて、上記の複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られなかった。

また、オンライン記録において、D 社における申立期間当時の健康保険整理

番号に欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえないほか、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間も引き続きF社で勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、F社は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和59年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、63年1月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となり、平成10年2月1日に再度、適用事業所ではなくなっていることが確認できることから、申立期間のうち、昭和59年7月1日から63年1月1日までの期間は、同社が適用事業所ではなかった期間に当たる。

また、申立人は、当該期間においても雇用保険に加入しているところ、申立人と同様に、F社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和59年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、当該期間中を含め雇用保険に加入している同僚は、「入社後しばらくして、登録派遣社員のほとんどが厚生年金保険への加入を希望しないために、会社自体が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるとの説明を受け、国民年金に切り替えた。その後は、給与から厚生年金保険料は源泉控除されていないと思う。」旨陳述しているところ、ほかの複数の同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

さらに、これら同僚のオンライン記録を見ると、いずれも当該期間中に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人も当該期間と重なる昭和61年4月から同年12月までの9か月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

一方、F社が新たに適用事業所となった昭和63年1月1日に被保険者資格を取得している者は全員で5名であり、このうち所在の判明した3名に事情照会したところ、「私は、F社に昭和62年2月に入社し、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、関連会社であるH社で厚生年金保険に加入していた。」と陳述しているところ、オンライン記録において、上記の5名は同年1月1日にH社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にF社において資格を取得していることが確認できることから、申立人もH社において厚生年金保険に加入していた可能性を含め、オンライン記録を調査したものの、申立人に該当する被保険者記録を確認することはできなかった。

また、H社に事情照会を行ったところ、「申立人は昭和63年3月1日に嘱託社員として当社に入社し、同日から厚生年金保険に加入している。それ以前の期間については、加入手続をしていない。」と回答しているほか、F社及びH社の親会社であるI社は、「F社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期

間に勤務していた社員のうち、I社からの出向者ではない者については、便宜上、H社で厚生年金保険に加入させていた。これらの者については、昭和63年1月1日にF社が再び適用事業所となった時に同社で被保険者資格を取得させたが、申立人は、同社が適用事業所でなかった期間中に国民年金に加入していることが判明していたのでH社において被保険者資格を取得させず、また、F社が再び適用事業所となった同年1月1日においても再取得させなかったものと考えられる。」と回答している。

さらに、F社は、平成10年にJ社（現在は、K社）との合併により解散していることから、K社に対して事情照会を行ったものの、「申立期間当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月頃から 46 年 2 月頃まで
② 昭和 46 年 2 月頃から同年 4 月 5 日まで

申立期間①について、私は、A社B支店で、C社所属のD職として勤務していた。

申立期間②について、私は、E社（現在は、F社）に新規高校卒業予定者として採用され、G地方のH事業所、I市に所在するJ事業所及びK市にあったL部門で、合計2か月程度の間勤務した。

しかしながら、年金事務所の記録では、これら申立期間の厚生年金保険被保険者加入記録が無く、納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び同僚からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は、A社発行の「D職基礎訓練修了証」を所持している上、当時の業務内容等を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、C社に在籍していたものと考えられる。

しかしながら、C社の現在の事業主は、「学校に通学していたD職の場合、勤務時間が短時間となることから、これらの者については厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。また、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者及び複数の同僚からも、「D職の中には、厚生年金保険に加入せずに勤務していた者がいた。」旨の陳述が得られ、上記の事業主の陳述と符合している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人と同学年である者又は年少の者は見当たらない。これらのことから、同社では、当時、夜間高校の学生がD職として勤務していた場合、原則として厚生年金保険に加入

させていなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間前後にC社で勤務していたとみられる複数の同僚を抽出し事情照会したものの、いずれの者も、「申立人を記憶していない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

また、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当時の仕事内容等を具体的に記憶している上、同僚が、「E社H事業所において、申立人と一緒に働いたことを記憶している。」旨陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、E社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、F社の人事担当者は、「当社では毎年4月1日に入社式があり、入社式の時点で正社員としての採用が正式に決定した。申立人のように入社式まで勤務していなかったとみられる者は、厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。」旨陳述している。

また、当時の複数の同僚は、「E社の新人教育は非常に厳しく、体力的及び精神的についていけない者が多く、新規卒業者として採用された者でも入社式前に辞めてしまう者は多くいた。」旨陳述しているところ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じく高校を卒業したとみられる男性同僚の中に、申立期間前後に資格を喪失している者は見当たらず、このことは、「入社式の前に退職した者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」とする上記の人事担当者の陳述と符合している。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人と同じく昭和46年度に高校を卒業したとみられる男性同僚を抽出し、事情照会したものの、回答が得られたいずれの者も、「申立人を記憶していない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿を見ても、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 50 年 11 月 30 日まで

私は、昭和 44 年 3 月の中学校卒業の翌日から 50 年 11 月に退職するまでの期間、A市のB社に住み込みで勤務していた。同社に勤務していた時に、「C保険」という健康保険被保険者証を渡されていたのに、厚生年金保険の記録が無く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していたと申し立てているところ、同社が申立期間当時加入していたD国民健康保険組合の加入記録によると、申立人は、昭和 44 年 10 月 20 日に資格を取得、50 年 12 月 11 日に資格を喪失と記録されていることから、申立期間のうち、当該期間は同健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B社の取締役は、「昭和 62 年頃までは、D国民健康保険組合には加入していたが、厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったため、私自身は国民年金に加入していた。当時の資料は無いが、厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨陳述している。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 6 月 1 日に資格を取得している複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 4 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が7万2,000円と記録されていることが分かった。

しかし、申立期間は専務取締役として勤務しており、また、給与が下がったことはないので、それ以前の標準報酬月額と同じ13万4,000円のはずである。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が7万2,000円と記録されているが、この期間は専務取締役として勤務しており、また、給与が下がったことはないので、それ以前の標準報酬月額と同じ13万4,000円のはずであるとして申し立てている。

しかし、A社は、昭和52年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡している上、同人の妻は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存されておらず、元事業主以外は申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額については分からない。」としていることから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において従業員の標準報酬月額の推移を見ると、昭和48年2月の随時改定により、11人中5人（申立人を含む。）の標準報酬月額が改定されており、申立人については、標準報酬月額が7万2,000円と決定されていることが確認できる。

一方、随時改定は、固定的賃金の変動又は賃金体系の変更があり、標準報酬

月額等級と従前の標準報酬月額等級に2等級以上の差が生じたときに事業主が報酬月額変更届を提出し、改定されるものであることを併せて考えると、事業主は、申立人の報酬月額が13万4,000円から7万2,000円に変動したことを認識した上で報酬月額変更届を届け出たものとするのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が、遡って訂正された形跡は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 4 月 2 日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

夫は、A社では、C市に有った支店で、昭和 38 年 4 月から 47 年 4 月まで継続して勤務していたのに、途中で4か月も空白期間があるのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 38 年 4 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、同年 12 月 1 日に一旦資格を喪失し、その後、39 年 4 月 2 日に同社で資格を再取得していることが確認できるところ、申立人は、38 年 4 月から 47 年 4 月まで、一度も退職することなく同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社から提出された申立人に係る2通の労働者名簿を見ると、そのうちの1通目では、雇入日が昭和 38 年 4 月 27 日、退職日が同年 11 月 30 日、2通目では、雇入日が 39 年 4 月 2 日、退職日が 47 年 4 月 20 日と記載されており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、2通目の履歴欄には、入社までの履歴として、「A社K. K」と記載されていることが確認できる。

また、当該2通の労働者名簿には、公共職業安定所の受理印が確認できることから、A社が申立人の2度の入退社に当たって公共職業安定所に届出を行ったことが認められるところ、B社は、「日にちははっきり分からないが、昭和

38年12月のD公共職業安定所の受理印があるので、申立人は労働者名簿の記載どおり、同年11月30日に退職していると考えられる。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員77人に照会し、34人から回答を得たものの、申立人が申立期間もA社で勤務していたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社B支店における資格喪失日（昭和46年1月26日）及び資格取得日（昭和46年3月1日）に係る記録を復元することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月26日から同年3月1日まで

私は、昭和42年8月からA社B支店に入社し、47年6月に退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間については、厚生年金保険に未加入となっているが、同社C支店へ一時的に応援に行った期間であると思うので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社C支店において申立人と同じ職種であった同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推定できる上、申立期間当時に同社B支店で厚生年金保険被保険者であった複数の従業員が、「A社B支店から同社他支店へ応援に行く場合、同社B支店に戻ることが決まっていれば、当該応援者の身分は、応援期間においても同社B支店の社員のままであったと思う。」と陳述していることから、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたこと、及びii) 事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年8月10日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、資格喪失日（昭和46年1月26日）及び資格取得日（昭和46年3月1日）が取り消され、申立期間の標準報酬月額が3万6,000円に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、事業主から提出された人事記録によれば、

申立人は、昭和 46 年 1 月 26 日に家事手不足を理由として A 社 B 支店を退職した後、同年 3 月 1 日に同社 B 支店に再入社していることが確認できることから、申立期間における在籍を認めることはできない。

また、当該あっせん後に、申立人から提出された A 社 C 支店応援時の写真は、その背景からクリスマスの時期に撮影されたものと考えられることから、申立人が主張する申立期間と符合しない。

これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から 34 年 10 月まで

私は、昭和 31 年から 34 年 10 月まで A 社 B 支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年から 34 年 10 月まで A 社 B 支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有する二人の同僚は、「申立人は、申立期間当時、A 社 B 支店の従業員ではなく、同社の下請事業所であった申立人の父が営む C 社で家業に従事していた。」旨陳述している。なお、オンライン記録によると、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 4 月 1 日であり、同社は、申立期間において適用事業所とはなっていない。

また、A 社 B 支店は既に解散し、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで A 社で正社員として勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該期間については厚生年金保険の加入記録が無い。

平成 8 年分の源泉徴収票を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の事業主の陳述から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、平成 5 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間は適用事業所とはなっておらず、申立期間当時の事業主は、「社会保険料の滞納が原因で適用事業所ではなくなった。その後も会社は存続していたものの、再び社会保険に加入することはできなかつたので、申立人の給与から社会保険料は控除していない。」と陳述している。

また、申立期間当時の事業主は、「従業員には国民年金と国民健康保険に加入するよう説明し、国民健康保険については、保険料を納付したことが確認できる納付書兼領収証書と引き換えに、従業員に保険料を支払っていた。」と陳述しているところ、申立人も、「事業主から、国民健康保険への加入について説明を受け、会社が国民健康保険料を全額負担してくれていたような気がする。」と陳述している。

なお、申立人提出の A 社に係る平成 8 年分の源泉徴収票について、申立期間当時の事業主は、「申立期間については、給与から保険料及び所得税を控除し

ていなかったため、税務署及び市役所に源泉徴収票は提出していない。平成8年分の源泉徴収票については、申立人から転職先の職場に提出する必要があるという理由で依頼を受けて作成したものであり、社会保険料等の控除額欄は、給与支払額から本来控除すべき金額を記載した。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9472 (事案 2113 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 10 日から 27 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 26 年 1 月 10 日から 29 年 2 月 21 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

今回、A社における従業員の試用期間の取扱いに関して、同社が発行した証明書を新たな資料として提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C技能手帳から、申立人が昭和 26 年 1 月 10 日から 29 年 2 月 25 日までA社に勤務していたことが確認できるものの、同社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届の控えから 27 年 3 月 1 日の資格の取得が確認でき、当時同社は一定の試用期間経過後に被保険者資格を取得させる取扱いであったと考えるのが相当であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料として提出された、A社が平成 22 年 6 月 30 日付けで作成した証明書については、「本採用になるまでの試用期間は、現在、3 か月である。」旨記載されており、同社は、「証明書は現在の取扱いを証明したものであり、申立期間当時の取扱いについては不明である。」と回答していることから、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を有し、事務担当者であったとする同僚は、「申立人は、申立期間当時、アルバイトのような勤務であったので、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。」旨陳述している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から同年 12 月まで

私は、昭和 52 年 6 月から同年 12 月まで、A社で勤務していたが、当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務場所は、B社の本社構内にあり、C業務を行っていたこと等を記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での業務内容等について、鮮明かつ具体的に記憶しており、同社の説明とも符合することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことが推定できる。

しかし、申立人は、「一日当たりの勤務時間は、5時間から6時間程度であったので、パートタイム勤務であったと思う。」旨陳述しているところ、A社は、「申立期間当時も現在も、一日の勤務時間数が正社員の4分の3未満の者は、社会保険に加入させていない。また、昭和52年9月現在の従業員名簿に申立人の名前は見当たらない。」旨回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入する雇用形態ではなかったことがうかがえる。

また、申立人に係る国民年金の特殊台帳によると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を毎月、現年度納付していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月頃から 42 年 5 月頃まで

私は、昭和 40 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月頃から 42 年 5 月頃まで、学校に通いながら A 社で B 職として勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、当該期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書などは残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社において申立期間当時に公務員として勤務していた申立人の兄及び姉の陳述並びに同社の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 7 月 1 日であり、同社は、申立期間当時、適用事業所とはなっていない。

また、A 社は、「申立期間当時の給与関係書類は焼失した。」旨陳述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 22 日から 35 年 8 月 16 日まで

A社に勤務した期間については、脱退手当金を受給したが、B社に勤務した期間については、脱退手当金は請求も受給もしていない。

B社は、実家が開業することになり、その手伝いのために退職したが、当時、一緒に生活し、同じように勤務先を辞めて開業を手伝った妹には脱退手当金の支給記録が無く、私だけが脱退手当金を請求するはずがないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和36年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に対しては、申立期間後に勤務したA社での厚生年金保険被保険者期間についても昭和39年12月23日に脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続が行われるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ請求手続を行ったと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものと認識して、請求手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後15ページに記載されている女性のうち、申

立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した 66 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 60 人に支給記録が確認でき、うち 58 人が資格喪失後 7 か月以内に支給決定されており、支給決定日が同一日となっている者が散見される上、支給記録の有る複数の同僚が、「退職時に、会社から積立金を一時金でもらえるとの説明があり、受け取った。」旨回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づいて事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月1日から48年4月1日までの期間及び平成12年12月5日から14年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から平成12年12月5日までの期間及び14年4月1日から16年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月1日から48年4月1日まで
② 昭和48年4月1日から平成12年12月5日まで
③ 平成12年12月5日から14年4月1日まで
④ 平成14年4月1日から16年4月1日まで

私は、昭和43年10月頃からA社及びそのグループ会社において退職する平成16年3月31日まで非常勤役員として勤務していたのに、申立期間①及び③が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

また、申立期間②及び④において、昭和40年代は20万円、50年代は30万円、60年代から平成8年頃までは40万円、8年から退職する16年3月までは20万円を支給されていたので、それぞれ実際にもらっていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「1か月に1度又は2度社長から連絡が入り出勤することがあった。給与は直接社長から現金で受け取っていたが、給与明細は1度も受け取ったことがない。」としている。

しかし、事業主は、既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業

所となった日以降に記録のある13人に照会し、8人から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の国民年金の記録を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社が社会保険の適用事業所となったのは昭和47年12月1日であり、それまで同社の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、「健康保険被保険者証をもらったのは、昭和48年10月頃だった。事業所名はグループ会社のB社で、A社の同被保険者証はもらったことがない。」としている。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「昭和40年代は20万円、50年代は30万円、60年代から平成8年頃までは40万円、同年頃からは20万円の給与を受け取っていた。」と申し立てている（昭和48年4月1日から平成6年5月16日まではB社で、平成6年5月16日から12年12月5日まではD社で厚生年金被保険者）ところ、オンライン記録を見ると、申立人の標準報酬月額、申立期間のうち、昭和48年4月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から51年7月までは20万円、同年10月から52年2月までは32万円となっており、それぞれの期間において、最高等級の標準報酬月額であることが確認できる。

また、昭和51年8月及び同年9月のオンライン記録は30万円となっており、申立人の主張どおりの標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、B社が加入していたC厚生年金基金提出の申立人に係る厚生年金基金の記録を見ると、申立期間のうち、昭和58年7月1日から平成6年5月16日までの期間に係る加入記録があり、当該期間の標準報酬については、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、「平成2年分源泉徴収票に支払金額が220万円と記載されていることを見ても、給与支給額が社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額（9万8,000円）を上回っていることは明らかである。」と申し立てている。そこで、当該源泉徴収票に記載の支払金額及び社会保険料等の金額を基に、報酬月額及び保険料控除額を算出したところ、報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回る額となっているものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額（9万8,000円）に相当する額となっていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成2年を除く期間については、申立人は源泉徴収票等を保存しておらず、B社及びD社も賃金台帳等を保管していないことか

ら、申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

申立期間③について、申立人は、被保険者期間となっていないと申し立てているところ、申立期間当時に適用されていた厚生年金保険法では、「被保険者は、適用事業所に使用される 65 歳未満の者とする。」とされていたことから、平成 12 年*月*日が 65 歳の誕生日の前日に当たることから、制度上、申立人は、同日付けで被保険者資格を喪失したものと考えられる。その後、14 年 4 月 1 日施行の厚生年金保険法の改正により、「被保険者は、適用事業所に使用される 70 歳未満の者とする。」と制度改正されたことに伴い、申立人は、同年 4 月 1 日付けで被保険者資格を再取得したものと考えられ、制度上、申立期間は被保険者となれない期間に当たる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある 17 人に照会し、9 人から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらず、また、申立期間②及び④において、事業主によりその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料並びに申立期間②及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(現在記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年8月31日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間においては、A社(現在は、B社)において住み込みでC業務に従事していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同僚11人のうち9人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で加入記録が確認できることから、期間及び雇用上の身分(正社員、アルバイト等)までは特定できないものの、申立人が同社に係る業務に従事していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明であるとしている。

また、申立人は、「通年の従業員数が18人ないし22人、繁忙期である夏季のみの従業員数が50人ないし80人程度勤務していた。」旨陳述しているものの、上記被保険者名簿によると、被保険者数は、昭和29年8月1日時点で25人、30年1月1日時点で13人であることから、当時、A社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶している同僚及び上記被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に事情照会したところ、「A社では厚生年金保険の加入については希望制であった。」旨の回答があった。

加えて、申立人が同年配で同じC業務をしていたと記憶する同僚についても、A社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い上、申立期間に被保

険者資格を取得している同僚が同職種であったと名前を挙げている者についても被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。知人の紹介で申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社及びB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社及びB社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A社及びB社を紹介したとする知人を始め、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況等について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 21 日から 43 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
申立期間は、知人の誘いにより A 社に入社し、B 職として 1 年程度勤務していたのに、1 か月だけしか記録がないことには納得できない。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「知人の誘いで A 社に入社し、1 年程度勤務した後、当該知人と一緒に退社した。」と陳述している。

しかし、A 社は、昭和 48 年 8 月に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は病気療養中であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、一緒に退社したとする知人の氏名を挙げており、当該知人と思われる被保険者の氏名が、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、当該被保険者に照会を行った結果、「私は申立人を A 社に誘い、一緒に退社した。」との陳述が得られたところ、当該被保険者の資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同一日になっている。

さらに、申立人は、当該知人以外に 3 人の同僚の氏名を挙げているところ、3 人共に上記被保険者名簿において記録が確認できるものの、いずれも所在不明のため、照会を行うことができない。

そこで、A 社に係る上記被保険者名簿に被保険者記録の有る同僚 22 人から、所在の判明した 7 人に文書照会したところ、4 人から回答を得られたものの、申立人について記憶の有る者はいなかった。

また、上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月頃から31年8月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「A社」に勤務した期間の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間においては、B市の「D町」に所在した「A社」に、家族5人で住み込み勤務していた。事業主は私と同年齢で、子供も同地区のE小学校に通わせていたことを記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB市に所在したA社に住み込みで勤務していたと申し立てていることから、B市において、類似名称を含む適用事業所検索を行ったところ、所在地が申立人主張のD町ではないものの、F町にA社という名称の厚生年金保険の適用事業所が存在したことが年金事務所の記録により確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、事業所所在地（F町）は、申立人の子供が通学していたとするE小学校の校区でもない。

また、A社は、申立期間後の昭和37年3月に再び厚生年金保険の適用事業所となっているものの、53年4月には適用事業所ではなくなっている上、事業主は明治34年生まれであり、申立人の「事業主は、自身と同年齢であった。」との陳述と符合しないほか、所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、上記のとおり、A社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、同社が適用事業所であった昭和26年当時に、被保険者記録の有る4人を抽出し、所在の判明した2人に照会したところ、1人

から回答を得られたものの、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

一方、申立人主張のD町において、同業種で類似名称の「G社」が確認できるところ、同社の申立期間当時の事業主は、大正6年生まれで、「事業主は、自身と同年齢であった。」とする申立人の陳述と符合している。

しかしながら、当該事業所は、昭和48年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は93歳と高齢であることから、文書照会に加え、面談での事情聴取を行ったものの、同社に係る資料は一切保存しておらず、また、申立人を始め住み込みの家族に係る記憶等もないとしていることなどから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者資格の有る9人を抽出し、所在の判明した4人に照会したところ、3人から回答を得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 11 日から平成 9 年 6 月 30 日まで
A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。給料明細書等を提出するので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月から 62 年 12 月までの期間、平成元年 1 月から 7 年 11 月までの期間及び 8 年 1 月から 9 年 5 月までの期間については、申立人提出の給料明細書、市・県民税特別徴収税額の納税者への通知書及び源泉徴収票によると、申立人主張の報酬月額が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致しており、事業主は、当該期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 51 年 8 月までの期間、同年 11 月、63 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成 7 年 12 月については、申立人は、給料明細書等の関係資料を保管しておらず、さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、標準報酬月額が相違していることについて不明である旨回答して

いる上、事業主への照会ができなかったことから、当時の事情を確認することができなかった。

加えて、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間①及びB社で勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社は、大学卒業後の昭和 34 年 4 月に入社することが決まっていた事業所であり、同社の要請により卒業前の同年 2 月から同年 3 月末までC部門で正社員として勤務しており、また、B社には、60 年 4 月から同年 9 月末まで正社員としてD業務に従事していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間にA社で被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した 16 人に照会したところ、9 人から回答が得られたが、いずれも申立人を知らない旨陳述しており、このうちの 1 人は、「私はE業務を担当していたが、申立人を知らない。」と陳述しているため、元従業員から、申立人の勤務実態を確認できない。

また、A社は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、申立人の名前も覚えていない。」と陳述しているため、同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該同僚は、「私は、B社に昭和59年9月から勤務したが、厚生年金保険にはその4か月後の60年1月から加入している。健康保険被保険者証をもっと早く交付してほしかったが、会社に要求してやっと手続をしてもらった。」と陳述している。

また、別の元従業員は、「私は、昭和56年6月頃からB社で勤務した。」と陳述しているが、同人のB社での資格取得日は、入社後約1年6か月経過した昭和57年12月1日であることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、当時の事務担当者も死亡しているため、申立人の勤務実態等は不明である。」と陳述している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から22年1月26日まで
② 昭和22年3月24日から同年10月中旬まで
③ 昭和28年3月9日から29年3月9日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無く、また、B社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和21年8月から22年10月中旬まで常勤社員として勤務しており、B社には28年3月から29年11月まで常勤社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する同僚二人はいずれも所在不明である上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた3人は、いずれも申立人を知らない旨陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、申立人が自身の採用時に面接担当者であったとする元役員二人は、申立人がA社で資格を取得した日と同日の昭和22年1月26日及び同年2月25日にそれぞれ同社で資格を取得していることが上記の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、A社は、昭和22年7月20日に厚生

年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降は適用事業所ではない。

加えて、A社の元業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、申立期間もB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した7人に照会したところ、回答があった4人中2人が申立人を記憶しており、このうち申立人が勤務していた時期を記憶しているとする1人は、「申立人は、昭和29年3月頃から同年11月頃までB社で勤務していた。」と陳述しており、同人が陳述する申立人の勤務期間は、オンライン記録上の被保険者期間と一致している。

また、上記の回答があった元従業員のうち、自身の入社時期を記憶している2人は、入社後4か月から11か月経過してから資格を取得していることが上記の被保険者名簿により確認できることから、申立期間当時、B社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、昭和37年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 40 年 9 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が名称変更したB社提出の労働契約確認書により、申立人が昭和 40 年 7 月 28 日から同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得している元従業員のうち所在が判明し聴取することができた 13 人中 11 人が自身の入社時期を記憶しており、このうち 4 人（いずれも申立人と同じ中途採用者であり、職種も同じ者）は、入社後 3 か月から 24 か月経過してから資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 41 年 2 月 1 日にB社で雇用保険の資格を取得しており、厚生年金保険の記録と一致しているほか、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得している元従業員 5 人中 3 人は、雇用保険の資格も申立人と同日に取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年から36年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B支店及び同社C支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和35年から36年12月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B支店及び同社C支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、D県内で厚生年金保険の適用事業所となっていたA社の事業所は、同社E支店のみであることから、同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得している元従業員のうち50人に照会したところ、36人から回答があったが、申立人が当該期間に同社B支店又は同社C支店で勤務していたことをうかがわせる回答は得られないほか、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、同僚等から、申立人の勤務実態を確認できない。

なお、上記の回答があった元従業員のうち複数名が、「申立期間当時、D県内に所在するA社支店等で勤務する者の厚生年金保険に係る手続は、同社E支店で行われていた。」と陳述している。

また、申立人は、A社でF業務に従事していたと陳述しているところ、上記の回答があった元従業員の一人（正社員のF職）は、「A社では、中途採用のF職であった者のうち、G資格及び同社での勤務経験が無い者については、H業務に従事していた。また、当該H業務に従事していた者の給与は完全歩合制であり、給与額が一定していないため、厚生年金保険には加入していなかった

と思う。」と陳述している。

さらに、A社は、平成11年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 33 年 4 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間にA社において被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた 13 人中 8 人が自身の入社時期を記憶しており、このうち 7 人は、自身が入社したとする時期の 3 か月から 5 か月後に厚生年金保険に加入していることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、上記の同僚は、「私は、入社後 3 か月経過してから厚生年金保険に加入しているが、厚生年金保険に加入するまでは保険料を控除されていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和 46 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月28日から34年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和33年12月末までB職として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶する上司及び同僚の4人は、いずれも、「私は、申立人よりも後にA社を退職したが、申立人が同社を退職した時期は記憶していない。」と陳述しているほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた1人(上記の4人を除く)は、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、上記の上司及び同僚の4人は、いずれも、「A社では、昭和33年8月頃から給与の遅配があった。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿の申立人記載欄を見ると、昭和33年9月28日の資格の喪失に併せて申立人の健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の印が押されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 12 月 4 日から 21 年 1 月 4 日まで
② 昭和 21 年 2 月 10 日から 22 年 2 月 10 日まで
③ 昭和 22 年 2 月から同年 6 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無く、また、B社に勤務した申立期間③の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和 20 年 12 月から 22 年 2 月まで勤務し、B社にはA社を退社してすぐの同年 2 月から同年 6 月まで勤務したので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録がある元従業員のうち所在が判明し聴取することができた二人は、いずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、上記の被保険者名簿を見ると、昭和 20 年 9 月 4 日に被保険者全員が資格喪失した後、21 年 1 月 4 日に申立人を含む 16 人が資格を取得するまで、A社では被保険者がいなかったことが確認できる。

さらに、上記の元従業員二人のうち一人は、「私は、昭和 20 年 11 月からA社で勤務した。」と陳述しているが、同人は、申立人と同日の昭和 21 年 1 月 4 日に資格を取得していることが上記の被保険者名簿により確認できる。

加えて、A社は、昭和29年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会文書を送付したものの、宛先不明で返送されてきているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、上記の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明した5人に照会を行ったが、回答が得られたのは、申立人を知らないとする前述の2人のみであるため、同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、上記のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も所在不明であるため、同社等からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、元事業主（現在は、B社会長）の陳述から、時期は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことが認められる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、上記の元事業主は、「私は、申立期間当時、B社の経理担当者であった。申立期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であり、給与から厚生年金保険料を控除していない。なお、当社は、戦時中、適用事業所であったが、終戦前の昭和20年3月頃に仕事がなくなり、一旦適用事業所ではなくなっている。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間③に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。